

## 第二節 東京音楽学校存廃論争

帝国議会開院の祝賀演奏会から一カ月もたないうちに、二十四年度予算を審議していた予算委員会では、経費節減を理由に、高等中学校、女子師範学校とともに東京音楽学校の予算が問題となり、これらの学校を廃止せよとの声があがった。これには議会の内外から種々の議論が湧き起り、ついには音楽学校存廃論争へと発展した。明治二十四年度の東京音楽学校の予算は、あとで資料に見るように、原案で一万四千五百円、そのうち政府支出金が一万二千二百二十二円となっている。これは当時の学校予算として多額とはいえない。しかしこの予算をめぐって、誕生からわずか三年を経たばかりのわが国唯一の音楽学校の存廃をかけて議論が戦わされたわけである。議会で立憲自由党が音楽学校の廃止を主張し、一方の改進黨は原案に修正を加えるにせよ、ともかくも存続させる方針を打ち出した。激論の末、結果的には同校はようやく廃止を免れた。当時の関係者の努力の甲斐あって音楽学校は今日まで歴史を刻み続けることができたのである。しかし音楽学校の経費を節減すべしとの声が議会内から消え去ったわけではなく、二十六年九月にはその解決策として、同校は高等師範学校附属の時代を迎えることとなる。そして三十二年に再独立するまで、東京音楽学校が独立した学校としての地位を確保するまでには、まだ長い道程が必要だったのである。

(1) 音楽学校存廃論争の記事に関しては、遠藤宏著『明治音楽史考』(東京、有朋堂、昭和二十三年)二五七～二六二頁でもかなり詳しく取り上げられており、今回の資料の中にはこれを手掛りとして搜したものも多い。

帝国議会を舞台とした学校存廃論争は、当時の各紙で連日のように報道され、また関係各誌でもさかんに取りあげられた。一方、創刊後間も

ないわが国最初の音楽専門誌『音楽雑誌』はすでに音楽の論壇となっていたが、唯一の音楽学校が廃止の危機に瀕したとあって、音楽の効用や音楽学校の必要を説く議論を次々に生んだ。これらの記事や論文などは、当時の議会や世間一般において音楽や音楽教育がどのようなものとして理解されていたか、そして音楽文化を擁護し育てようとしていた人々の努力と熱意がいかに大きいものであったかを今日に伝える貴重な資料となった。

今回入手した音楽学校存廃論関係の資料はかなり膨大なものであるが、それでもなお、今日、音楽学校存廃論争の全容を知ることがきわめて困難である。ここでは関係資料をとりあえず次のように四つに分類・整理して当時の状況を知る手掛りとしよう。

(一) まず帝国議会での存廃論争を報じた新聞雑誌記事や議事録によって存廃論争の経緯をたどる。

(二) 次に音楽学校存廃争の関連資料を挙げ、当時の状況や音楽に対する考え方に触れる。ただし資料の性格上、分類しにくいものも多いこと、整理の都合上、(一)にくるべきものがやむを得ず(二)に入れられている場合があることをあらかじめお断りしておく。

(三) 次に学校側の資料として『帝國議會關涉綴』を挙げる。これは学校側の対応の一端を物語る資料である。

(四) 最後にこの時期の卒業式ならびに紀元節祝賀式における学校長と文部大臣の演説を取りあげる。

なお、帝国議会での学校廃止論に端を発して活発化した音楽論および音楽学校論は、東京音楽学校が高等師範学校附属となつてからも続いていたことを付記しておく。

### 一 音楽学校存廃論争の経緯

まず、東京音楽学校の二十四年度予算の数字を示した記事を挙げる。

## 東京音楽學校經費豫算

此程帝國議會へ下附せられたる廿四年度の豫算案中官立學校の經費に係るもの、中より抜抄せるに東京音楽學校特別會計は明治廿三年法律第廿六號官立學校及圖書館會計法に據り設置せし者にして明治廿四年度に於て豫算する所の歳入額は壹万四千五百圓歳出額は壹万四千五百圓なり而して其歳入額の内壹万二千百廿貳圓は政府支出金に屬するを以て總豫算に於ては歳出經常部文部省所管第二款第十二項に編入せりと

〔音楽雜誌〕第四号、明治二十三年十二月

しかしこの雑誌が発行される前日の『東京新報』を見ると、このときすでに豫算委員会において音楽學校の廃止が議題に上り、検討され始めていたことがわかる。

## 豫算委員會の模様

同委員會にては日數動すべからざるものと決心し各員勉勵して其進歩著しく昨日午後五時頃には通信省の部に移り陸海軍を除くの外は全く議了したりと云ふ今其結果を聞くに

- 一 鐵道廳は原案の如く内務省に据置く事
- 一 郡長給縣廳費警察連帶費は原案通り國庫支辨の事
- 一 高等中學廢止の事
- 一 女子高等師範學校廢止の事
- 一 音樂學校廢止の事
- 一 盲啞學校は原案に復す

## 一 紙幣消却高より減じたる百萬圓は原案に復す

以上は本社連日の紙上に掲載する所の豫算案に付存廢したるものなり且此委員會は遅くも本日の晝頃迄に決了すべし又改進黨選出の豫算委員諸氏は一昨日より一人も同委員會に出席せずと云ふ

〔東京新報〕明治二十三年十二月二十四日

また明けて二十四年一月九日付の『讀賣新聞』には、豫算に対する議員集會所の意見として、政費節減の方針は元來集會所において調査した結果に基づいていのであるから、これにほぼ賛成であると述べている。そして學校費については、教育は長期にわたってなるべく變動のない状態で続けられることが望ましいものであるから、今回は諸學校費に然るべき節減を加えた上で存続させるのがよいとしている。

豫算に對する議員集會所の意見 豫算委員の中硬派と軟派あり豫算委員の査定は硬派の意見なること及び議員集會所より出たる豫算委員は所謂硬派に屬することは世人の知る所なるがこの事に關し議員集會所其もの、意見如何を聞くに同集會所にては大体に於て固より硬派の意見を賛成し豫算委員の査定は元來集會所に於て調査したる政費節減の方案と大同小異なればこれを賛成するは勿論の事なり豫算委員の査定は事務事業に立入らず専ら俸給の上に節減を加へたれば行政機關の運轉を妨ぐべき謂はれなく又官制に立入りたりとの説あれど直接に其の變更を議決したるにあらざるに節減の理由として見込を立てたるに過ぎれば憲法に違反すべき筈なし現に豫算委員會に於ても官制の改革を行ふ等の事は固より大權に屬し委員會に於て爲す可ことにあらざれば其の目的を達するの手續きは有志の運動

に付すべしとの議決を爲せしことにて大權に干渉すると否らざるとの區別は更に辯ずるを要せずとの説なる由又同集會所は豫算委員の政費節減案は民力の休養を圖るに足るのみならず一層事務の敏活を促がすものなり「之れを急激なりと言ふものあれども明治十年に於て地租五厘を減じたる改革に比すれば毫も急激ならず」と唱へ居る由なり左りながら議員集會所と雖ども盡く豫算委員の報告に同意なるにあらざるも豫算委員の意見を大体に於て賛成する以上は成べく丈相讓は勿論左の如きは利害の關する所較や大なれば本會議に於て査定案に修正を加ふる見込なりと言ふ

……中略……

第二 學校費 高等中學校女子高等師範學校音樂學校等は皆な現行學制の下に在て漸く發達せるものなれば今俄かに之れを廢止するが如きは尤も不可なり教育のことは數年に亘り纔かに効果を見るべきものなれば始終連續を保ち成るべく變動を受けずして靜かに生長を遂げしめんことを要す或は學制上改正を要するものありて事情の眞に已む可からざるものあれば格別なれども斯の如き改正案は十分なる調査を遂げたる上にあらざれば決行す可からず未熟なる考案を以て唐突に一部の變更を爲すが如きは策の得たるものにあらず故に本年は諸學校費に相當の節減を加へて之を存續せしむるを可とす云々

〔讀賣新聞〕明治二十四年一月九日

十一日付の『東京日日新聞』では「豫算査定案議場通過の曉」という見出しで「行政機關に如何なる滯滞を生ずべきやとは過激派ならぬ人々の心配する所なるが今左の明細表を得たれば爰に掲ぐ心あらん人々はよ

く。く。翫味あるべきなり」と書かれてゐる。そして「廿三年度に有りて廿四年に無き費目」の文部省所管の項目中に「東京音樂學校 五、〇〇〇、〇〇〇」(五千元)の記載が見える。

十二日發行の『國家教育』では、無記名で、俗曲の品位が非難されるとすれば、その罪は音樂よりもむしろ稽古本の方にある、それどころか善良雅正な歌曲は忠君愛國等の情操を養成するものである。このような音樂を盛んにするためには国立音樂學校の力がせひとも必要なのであつて、國家はこれを育てる責任がある、と説いてゐる。

音樂學校 風ヲ移シ俗ヲ易フルハ樂ニ如クハナシトハ唯古來ノ金言トシテ之ヲ尊ブベキノミナラズ今日時々剋々實地目前ニ顯ハレ來ル事實ナリ抑子女ヲ姪逸ニ導キ遊蕩ヲ勸メ猥褻ヲ唆シ情死ヲ教ヘ遂ニ諸般ノ醜行ヲ實地ニ演シ靦然恥ル所ナキニ至ラシムルハ何物カ與リテ最モ罪アリト爲ス我俗曲中姪聲猥歌ヲ以テ充テタル所謂稽古本ニ非ズヤ國家ハ國民ノ風俗ニ對シ責任ナシト言ハ、止マン苟モ責任アリトセバ之ガ矯正ノ方案ヲ立テズシテ可ナランヤ假ニ刑法ニ照シテ處分スルトセンカ恐クハ法律ノ力ノ及ブ所ニハ非ルベシ唯善良雅正ナル歌曲ヲ一般ニ普及シ漸次雅ヲ以テ姪ニ代ヘ善ヲ以テ惡ニ代ラシムルノ外良方名案ナカルベシ況ンヤ善良雅正ナル歌曲ハ忠君愛國等ノ情操ヲ養成スルニ至大ノ感勢ヲ有スルモノナルヲヤ斯ル目的ヲ達スルハ國立音樂學校ノ力ニ依ラザル可ラズ噫僅少ノ費額ヲ吝ミテ國家ノ責任ヲ忘ル、ガ如キモノアルハ何ゾヤ

〔國家教育〕第四号、明治二十四年一月

また矢田部良吉の『音樂學校論』と題する論説が發表されて反響を呼

んだ。

#### 音楽學校論來る

音楽の風教上欠くへからず而も我邦俗曲の卑猥にして訓と爲すに足らざるを論し俗曲改良の方法中學校唱歌を盛にするは最も行ひ易くして最も勢力ある者なりと論し且「君カ代」の歌の如き「天長節」の歌の如き「紀元節」の歌の如き忠君愛國の感情を喚起する者「父子親あり」の歌の如き道德の大本を教訓する者「螢ノ光」の如き友愛の情を勃興せしむる者ある等の例證を擧げ東京音楽學校の此等の美風を作興するに與りて大に力ありしを述へ此故に東京音楽學校の以て廢止すへからざる所以を論斷せり論者は誰ぞ元東京音楽學校々長矢田部博士なり

〔郵便報新聞〕明治二十四年一月十二日

音楽學校廢止論に對する矢田部良吉氏の意見 音楽學校廢すべしとの議論一度世上に喧傳するや矢田部良吉氏は大に其不可を論じ百方之れが維持説を主張せらるゝ由今其議論の要領を掲ぐれば左の如し

- 一 音楽は風教上教育上欠くべからず
  - 二 我邦俗曲の卑猥なる事
  - 三 俗曲は下等社會の教科書なり
  - 四 俗曲改良の方法
- 學校唱歌を盛にする事  
俗曲中取るべきものは之れを取り或は修正を加ふる事

#### 優美高尚なる音曲の嗜好を獎勵する事

#### 五 東京音楽學校を永存すべき事極めて緊要なり

〔讀賣新聞〕明治二十四年一月十二日

矢田部の論説の全文は、他の存廢論とともに『國家教育』にまとめられたものを次の項に載せてあるのでそちらを参照されたい。

國家の經費節減が教育事業に及びかねない事態を憂慮する声は、『教育時論』の社説にも聞かれる。社説は、直轄學校の全廢、それに官制の変更により専門の視学官を廢して書記官に兼任させることが教育上いかに大きな損失であるかを述べ、國民の代議士である衆議院議員が教育家の意見を容れるよう訴えている。

#### 衆議院議員諸氏教育社會の説を容れよ

帝國議會の議員諸氏が、議員召集の日より叡聖なる天皇陛下の聖意を奉戴して、我が帝國の福利を上進せしめん事に汲々たるは、吾等の夙に知る所なり。而して昨年十一月に開院式を行はれてより今日に至るまで、議了せられたる議案は鮮からずと雖、本年の議會に最重大なる議案は、明治二十四年度に於ける政府の歲計豫算案即ち是なり。此議案は先づ衆議院に下附せられて、豫算委員は之を調査するが爲に數十日を費し、遂に其總額中より多額の經費を減ずることとに査定したりと聞く。然れども此議案につきては穩和派、過激派など云へる黨派ありて、或は反對し或は賛成すと云へば、此査定案を以て直に衆議院全體の輿論を制するや否は、未だ知るべからざれども、兎に角豫算委員會に大多數を以て、此査定案を定めたりと云へば、吾等は之に對して懷抱する所を述べざるを得ず。面して今茲

に論ぜんとするは、政府の歳計豫算案中、唯文部省の經費に屬する教育費の部分たるに過ぎざるなり。吾等は素と穩和派にもあらず過激派にもあらずして、議員諸氏が政府の經費を節減せんとするは、全く國民の負擔を輕減せんとの旨意に出でたるものなれば、其冗費を省かんとせらるるは誠に同意を表する所なれど、之が爲に我國の教育を衰頹せしむるが如きことありては、之を冗費の節減と見做す能はずして、同意を表するを得ざるなり。

豫算委員の査定によれば、文部省の經費中に七万四千八百圓餘を節減せんとするもの如く、其中には随分無用の經費にして、減却するも差支無き様のあるべしと雖、多くは女子高等師範學校、高等中學校、及東京音樂學校を全廢して計算せしに因るものにて、此他は文部省の官制を變更せしめんとするによるもの多し。而して此三種の直轄學校を全廢すること、及文部省の官制中視學官を廢して書記官より兼ねしめんとのことにつきては、吾等は決して之に同意する能はざるのみならず、教育社會の輿論も亦之を容るること無かる可し。吾等は多年教育社會に在りて、其好友は全國に散在し、常に教育を以て畢生の事業と爲すものなれば、教育上の意見に就きては、已に全國數萬の教育家と共に研究し得たるもの無くんばあらず。而して衆議院議員は、如何なる責任を負へる人なりや、國民の代議士として國政に參與するものなれば、専ら自家一己の意見を述ぶるよりは、寧國民の輿論に従ふことを務めざる可からず。現政府に對しては如何なる反對の決議を爲すも、國民の輿論に従て之を爲さば天皇陛下は喜んで之を採納せらるべく、國民の輿論に戻ることあらんか、是れ代議士たるの職を盡さざるものにて、陛下の信

任に負くものと云ふべし。然らば外交の事兵事のこと等は知らず、教育上のことは宜しく教育社會の輿論に従はざるを得ず、彼の豫算委員の査定の様子は、未だ嘗て教育社會の是認するを聞かざる所に於て、今吾等は自ら教育社會の代表者なりと云ふこと能はざるも、此の如き問題は已に幾回も論辨して、多數の教育家より賛成を得たるものなれば、茲に女子高等師範學校、高等中學校、東京音樂學校及文部省視學官の四問題につき、吾等の宿論を條述せんとす。若し果して教育社會より異論者を生ずる無くんば、衆議院議員諸氏は、誠に此説を容るるの義務あるものと云ふべし。

(第一) 女子高等師範學校、女子師範生徒を養成するの必要なるは、啻に我國のみならず、泰西諸國の教育家中已に定論ある所に於て、今茲に盡く陳述するの暇なしと雖、今より一二年前のことなりき、全國に女子教育の必要を論ずるもの甚多く、普通の新聞雜誌にも屢々論述して、或は此問題の爲に、特に懸賞論を募りたる程なり。此の如く女子教育を<sup>「必要」</sup>太切なりとすれば、抑女子を教育するには、男教師に任ずべきか、女教師に委すべきか。之を簡言するに、到底女子は男子と終始同一に教授する能はず、又女子は女教師にあらざれば誨ゆる能はざるものあるは、少しく教育の理法に注意するもの、直に知り得べき所にて、例へば裁縫科の如き體操科の如きは、男教師に任ずれば其弊害云ふべからざるものあり。故に女子の教育を必要とすれば、各府縣にも現在の如く女子師範科を置くと共に、女子高等師範學校の如く、高等の女教師を養成し、兼ねて女子の教育法を専攻するの場所無かるべからず。去れど其規模の大なる小なるとは、國家經濟の容す所に従はざるを得ずして、現在の女子高

等師範學校は宏大に過ぐると云はば、之を縮小して高等師範學校に併せ置くも可なり、國民の多數は女子教育の必要を論ずるにも拘はらず、豫算委員が女子高等師範學校を全廢せんとしたるは、是即ち輿論に戻りたる第一なり。

(第二) 高等中學校、高等中學校は文部省の直轄に属するもの五個と、山口、鹿兒島の二所にあるものを合せて全國に七校あり。而して今一時に之を廢すれば、將に高等なる實用の知識を得る道を失ふもの、及大學に入るの楷梯を失ふものは、全國中四千人に下らざるべし。豫算委員諸氏は高等中學校を廢して此多數の學生を如何に處置せんとせらるるか、或は佐竹義和氏等の説の如く、之を二分して上半は大學に、下半は各府縣の尋常中學校に合併せんとするものなるか、甚實情に迂濶なる論と云はざるを得ず。見よ各府縣の尋常中學校は、今如何なる状態なるかを。何れも經費の不足によりて、直に高等中學へ入學し得る卒業生を出すもの甚稀なるにあらずや、然るに尙高等中學の一半を割きて尋常中學に負荷せしめば、地方經濟は果して之に堪へ得べきか、多言を要せずして其行はれざるを知るべし。其上級生を驅りて一時に帝國大學に輻輳せしめんか、甚教育の分配を失ふものにして、父兄か負擔する學資は俄に増加して其力に堪へざるもの多かるべく、又益々中央集權の弊を助長すること鮮からざるべし。故に佐竹氏の説か實際に不都合なるは明白のことにして、豫算委員諸氏は何を以て高等中學に代用せしめんとするか、吾等は其意のある所を知るに困むなり。現在七個の高等中學には四千人に下らざる國民の子弟を教育しつつあるによれば、全國の輿論が之を無用なりとするの理無かるべし。吾等は少數なる専門學者を

作らんより、多數なる高等普通の智識を備へたるものを出すの、國家に大神益あるを知るものなれば、寧大學の經費を節減するも、高等中學校の生徒を多く養成せんと希望するなり。然れども尙國家の經濟に於て之を容るさざることあらば止むを得ず、其經費を節減し其校數を少ふして、民力に適應ならしむべし。高等中學を全廢して一時に我國の高等普通教育を廢絶せんとするは、國民の決して從はざる所にして、豫算委員が輿論に戻りたるの第二なり。

(第三) 東京音樂學校、音樂が學校教育の上にも、又國風を維持し國民の元氣を振作するの上にも、頗大切なるは、之を論じて數枚の誌面を費すも尙盡さざるべしと雖、東京音樂學校の創設尙淺きと其功績の間接なるにより、未だ顯著なる裨益を與へたるもの少きが如し。去れど今之を全廢するときは、大に國家の爲に憂ふべきもの無くんばあらず。凡そ必要と不要との界限は、甚漠然たるものなれば、強て之を不要と云ふこと能はざるにあらざるも、暫く之を一家の状態に考察せよ、苟も中等以上の生活を爲すもの女子に、盡く音樂の教育を廢するを得べきか、尙一層卑近の例を取りて云はば、若し數月間にても國中の樂器を廢して宴席にも集會にも、其音を絶つことあらんか、其弊害は種々の点より湧出して、殆ど社會の秩序を保ち得ざるに至るべし。況や國樂の源泉とも謂つ可き東京音樂學校を廢するに於てをや、僅に一ヶ年一万四千圓に過ぎざる一學校の經費を廢するも存するも、一國の經費上に幾許の影響がある。若し吾等の意見を充分ならしめんとせば、東京音樂學校を宮内省に属せしめて、式部局の雅樂も、海陸軍の軍樂も、皆茲に統轄するものとなしたらんには、各部の經費上に鮮からざる節減を見ることあら

んか、尙是等の問題は他日に譲らざるを得ざるも、現在各府縣の師範學校、及中學校小學校に行はるる、唱歌の源は皆東京音樂學校より發したりと云ふも不可なかるべく。此の如き實蹟は、決して他に代用の途もなき音樂學校を廢して、僅に其經費を節減せんなどは、國民の敢て好まざる所なるべし、是即ち豫算委員が、輿論に戻りたる第三なりとす。

(第四) 文部視學官、文部省視學官のことは昨年中屢々吾等の論じたる所にて、本誌第七十二號及第二百二號の社説を閱覽せられたるものは、詳に吾等の意見を知らるることなるべく、此論につきても未だ嘗て教育社會に一人の反對を見ざるのみならず、吾等と同様な議論を爲すもの多きを見れば、殆ど之を教育社會の輿論なりと云ふも敢て不可なからんか。今吾等が屢々論じたる主意を單簡に述べれば下の如し。曰く少數なる一科専門の學者を作らんよりも、高等なる普通の知識を備ふるもの多きは却て國家に必要なべく、尙此中等教育を受けたるものよりは、國民の子弟に廣く普通教育を與ふること一層必要にして、國家教育の大目的は小學校にありと云ふこと世人の一般に公認する所なり。去れど此小學校の數は全國中公私立を合せて二万六千餘校、其生徒の數は三百三万餘ありて、此多數の小學教育を完全ならしめんとせば、視學の事は最重大なる事業にして、素より其職務の幾分かは地方官に委任するなれども、文部省視學官の掌る所甚大なるにより、之を以て文部省中にて最も最大切なる事業と云ふべし。此主意よりして吾等は現在の文部省視學官は其數足らざるを感ずる者ありて、飽までも之を擴張せんとするなり。而して是必ず吾等が當路者の意を迎へんとするにあらず、實に

此の如くならざれば以て國民教育の實を擧ぐることに能はずと確信すればなり。然るに豫算委員は之を書記官に兼任せしめんとて其費用を減却したるは、甚以て教育上の實情に暗きものと云はざるを得ず。若し斯の如き實情を知らずして査定せりとせば、速に之を改むるに吝なるべからず。若し之を知るも唯經費をのみ減せんとして此の如く爲したるに於ては、國民の多數は必ず之に同意するの理なし。是即ち豫算委員が輿論に戻りたる第四なり。

以上に條論したるは豫算委員諸氏が、文部省の經費を減じたる部分中吾等の不同意なる點を述べたる者にて、尙此他の査定條項には、盡く反對ならざるのみならず、却て同意を表するもの無くんばあらず。唯此四項の査定條件につきては、吾等は飽までも衆議院議員諸氏の之を改められんことを希望する者にて、教育社會の輿論も亦必ず之に反對なるべし。嗚呼夫れ衆議院をして議員中の衆論を決する所ならしめば、豫算委員の査定の可決せらるるも止を得ざる所なれど、苟も國民の輿論に従て可否を決する真正の立法府たらば、教育上の事は宜く教育社會の輿論に従ふべし、衆議院議員諸氏暫く虚心平氣にして吾等の説を熟讀せられよ。

『教育時論』第二〇七号、明治二十四年一月

同じ頃、『大日本教育會雜誌』の論説もこの問題を取り上げている。ここでも、二十四年度廢止が提案された三校の必要性が論じられている。全文はかなり長いので、ここではやむを得ず、全体の前書きに相当する部分と、音楽學校論の部分のみを載せておく。音楽の起源は遠く上代にさかのぼり、國家が音楽を保護するということも新しいことではない。わが國の音楽教育の向上と發展のために東京音樂學校の存在は必要

不可欠であると説いている。

### 高等中學校高等女子師範學校及東京音樂學校ノ

必要ナル理由。

客歲、我帝國議會ノ開會前ニ當リ、高等中學校ノ不必要ヲ唱フル者アリテ、一旦開會ノ日ニ至ラハ、以テ議會ノ問題トシテ提出セントスルノ説アルコトハ、我輩ノ耳朶ニ達セシカ、當時我輩以爲ク、堂々タル帝國議會、何ソ斯ノ如キ説ヲ容レ以テ議題トスルコトアラシヤト、然ルニ、近日衆議院豫算委員會ノ査定セル二十四年度ノ豫算額ヲ見ルニ、高等中學校、高等女子師範學校及東京音樂學校ニ對スル、査定額ナキヲ以テ考レハ、豫算委員ハ此等ノ學校ヲ不要視シ、之ヲ廢セントシタルコト、思ハル、ナリ、圖ラサリキ、衆議院豫算委員會ニ於テ斯ノ如キ議アリトハ、然トモ、是レ豫算委員會ノ議決ニシテ全院ノ議決ニアラサレハ、愈々院議ニ付スルニ至ラハ、其存廢未タ知ルヘカラスト雖、苟モ衆議院ノ一部タル豫算委員會ニ於テ、斯ノ如キ議決ヲ爲ス以上ハ、我輩教育者トシテ黙止スヘキノ時ニアラサルヲ以テ、聊カ世ノ注意ヲ喚起センカ爲ニ、爰ニ此等學校ノ、必要ニシテ廢止スヘカラサルノ理由ヲ陳述スルコト左ノ如シ。

……中略……

### 東京音樂學校ノ必要ナル理由。

夫レ音樂ハ優雅ノ心思ヲ舒暢シ、淳良ノ感念ヲ提起シ、敦厚ノ志氣ヲ振作シ、忠君愛國ノ感情ヲ鼓舞スル等、其効用擧テ言フヘカラス、抑々音樂ノ起ルハ、遠ク上世ニアリテ、國家ノ之ヲ保護シタルモ、亦今代ニアラサルコトハ、歴史ニ徴シテ明ナリ、而シテ獨本邦

ノミナラス、何ノ國ト雖、古ヨリ音樂アラサルハナシ、而シテ音樂ヲ以テ心意ノ鬱憂ヲ開通シ、以テ快樂ヲ促スカ如キハ、蠻野ノ種族中ニ於テモ亦之アリ、音樂ノ人生ニ缺クヘカラサルコト知ルヘキナリ、況ヤ音樂ノ雅俗ニ依リテ、國民文運ノ一班ヲ窺フニ足ルヲ以テ考フレハ、其國家ニ對シテ密接ノ關係アルコト、復タ掩フヘカラサルニ於テヲヤ、而シテ文運ノ隆盛ヲ圖ルハ、國家ノ當ニ任スヘキ所タル以上ハ、其國民ノ風尚品位ヲ養フヘキ音樂ヲ獎勵保護スルハ、其國家ノ當ニ務ムヘキ所タリ、豈復忽ニスヘケンヤ、是我政府ノ曩ニ東京音樂學校ヲ設立シ、教育上ヨリ音樂ノ發達ヲ獎勵セラル、所以ナリ。

我政府ノ始メ學制ヲ布カル、ヤ、學校教科中、音樂唱歌ノ科アル亦故ナキニアラサルナリ、然トモ適良ノ教員其人ニ乏ク、未タ其目的ヲ達スルコト能ハサルノ憾アリ、是レ東京音樂學校ニ於テ音樂師範部及專修科ヲ設ケ、以テ普通及高等音樂教員ヲ養成シ、以テ音樂教育ノ普及完備ヲ圖ル所以ニシテ、即チ音樂教育施設上ニ關シ、特ニ緊要ナル事項ノ第一ナリ。

從來ノ俗曲ナル者ハ、其樂章概ネ鄙猥ニシテ、風俗ヲ害スルコト少カラス、故ニ文明ノ生活ニ適スヘキ典雅ノ樂譜ヲ作り、一方ニ於テハ、公會祭祀私燕ニ用ヒ、一方ニ於テハ女子ヲシテ、日常之ヲ諷誦セシメ、以テ教育ノ進歩ヲ助クルコト緊要ナリ、然レトモ是レ固ヨリ教育上ニ最モ密接ノ關係アルヲ以テ、自然ノ發達ニ一任スヘキニアラス、是レ東京音樂學校ニ於テ樂章曲譜ヲ編纂シ、典雅ノ唱歌ヲ作りテ普ク之ヲ傳誦セシメ、以テ國民ノ風俗ヲ優美ナラシメントスル所以ニシテ、即チ音樂教育施設上ニ關シ特ニ緊要ナル事項ノ第

二ナリ。

俗曲中、其曲風ノ優秀ナル者ナキニ非ラスト雖、歌詞ノ卑猥ナルカ爲ニ、他ノ淫曲ト同視セラル、者アリ、是レ東京音樂學校ニ於テ其歌詞ヲ修正シ、樂譜ヲ附シテ永ク之ヲ普及シ、且歐洲音樂ノ所長ヲ採リ、之ヲ斟酌シテ本邦ノ國風ニ適セシメ、以テ音樂上ノ趣味ヲ高カラシメントスル所以ニシテ、即音樂教育施設上ニ關シ、特ニ緊要ナル事項ノ第三ナリ。

以上ハ教育上ヨリ音樂ノ發達ヲ圖ル所以ノ概略ナリ、是レ亦國家自ラ此事業ニ任セサレハ、良結果ヲ得ルコト能ハサルヤ必セリ。

〔大日本教育會雜誌〕第一〇二号、明治二十四年一月

また『東京朝日新聞』の社説は、一月二十五日から十回連載で学校存廢論を取りあげた。この社説は、高等中学廢止論、女子高等師範学校廢止論、音楽学校廢止論、尋常師範学校中学校合併論、および高等師範学校帝国大学合併論のおのについて論じている。とくに女子高等師範学校や東京音楽学校については、この問題がもつばら經費の側面から取りあげられていることを指摘し、このような理由で國家の教育施設を廢止することは誤りであると主張している。東京音楽学校に関しては、すでに存続の決定している東京美術学校とともに六回目で言及される。ただしこの社説は、音楽学校廢止に一応反対してはいるものの、その姿勢はいささか消極的で、論点は「四五十日の借家賃に一萬圓を拂ふ程の帝國議會」が一万二千円程度の出費を惜しむのは納得しかねるということに集中している。したがって音楽学校や音楽教育の必要性を積極的に論じたものとはいえない。ここでは長大な社説のうち第一回、第二回、それに第六回後半を挙げておこう。

## 學校存廢論（一）

「學校存廢」素より総ての學校を廢すべし杯なぐいふ論者なし若し有らば狂人のみ茲こゝに所謂「學校存廢」とは曰く高等中學廢止論曰く女子師範學校廢止論曰く音樂學校廢止論曰く尋常師範學校中学校合併論曰く高等師範學校帝國大學合併論、是等目下漸く世上の問題となりたる存廢論の謂なり是れ「學校存廢論」なる文題を下すに當りて先づ一言の注意を下す所なり

今や是等學校存廢の議論否な學校廢止の議論は漸く世上に發生せり是れ抑も何の爲に發生したりや學校其ものを存立し置くは有害無益なりといふに依て之を廢すべしといふなるや將はた學校其ものを存し置くは本來の希望にはあれども經費多端の折柄先づ以て之を廢せざるを得ずといふなるや抑もまた此兩説の中間に彷徨するものなりや吾人を以て之を觀察するときは第一の理由は蓋し經費論に外ならざるが如し若し仔細に之を分析するときは經費論八分有害乃至無益論二分ならん乎か而かも此有害乃至無益論は高等中學廢止論及び尋常師範學校中学校合併論高等師範學校帝國大學合併論のみの一材料にして女子師範學校廢止論音樂學校廢止論等に於ては單一に經費論に外ならざるが如し縦たし之ありとするも一附帶の理由なるのみ詮し來れば各學校廢止論皆經費の問題たるに外ならざるなり

經費節減、嗚呼あゝ誰か經費の徒らに増加することを好まんや成るべく丈け僅少の金額を以て多くの利益を獲得するは吾人事々しく經濟學の本旨なりと言はず蓋し世態人情の常なり今國家の財政を理するに當りて偏に經費の節減を企望すること固より其當然なりといふべし然れとも此經費節減なるものは凡そ二種の意味を有す之を約言す

るときは曰く消極的經費節減曰く積極的經費節減、只何事も約つづやか  
にすべし節儉又節儉、儉約又儉約、手を縮め足を縮め規模偏へんせうに偏小  
ならんことを企て所謂只生きてさへ居れば可なりといふ的のもの吾  
人の所謂消極的經費節減なり、儉約すべき所は儉約すべし然れども  
必要の事物に對しては充分に規模を張るを要す冗費は素より之を  
節すべしと雖も經費の爲に事業を沮害すべからずといふもの吾人の  
所謂積極的經費節減なり吾人は經費節減を希望す然れども消極的節  
減に至りては斷じて吾人の與くみせざる所なり吾人の所思は過般の「先  
後論」に於ても略ぼ之を述べたる如く政費節減の一事は人の多く唱  
道する流行語誠に以て民力休養の一策として人々の甚だ感佩かんぱいする所  
なりと雖も吾人は先づ其主義を聽かざるべからず何の爲に政費を節  
減するや如何なる目的を以て政費を節減するやといふの根據を聞か  
ざる可らず漠然たる政費節減民力休養、俗人は感佩すべしと雖も吾  
人は未だ遽にはかに是等漠然論に感服するを能はず今我國は甚だ貧乏なり  
故に大に政費を節減すべしといふ其論の大体に至りては吾人素よ  
り異論なしと雖も然れども我國は未だ子弟の教育を廢しても尙且つ  
儉約せざる可らずといふ程の貧乏にてはあらずと信ず彼の所謂政費  
節減論者間には今日の貧乏世帯先づ以て當座日用缺く可らざるもの  
々みを経営すべし之を例へば先づは只風を引かぬ程に着、腹の空ぬ  
程に食くひ其家の如き雨露を凌ぐに足れば可なり絹布肉食小奇麗なる  
家は等の如きは當分不用なり粗衣粗食借家住ひにて辛抱すべしとい  
ふの説を唱ふるものあるが如しと雖も吾人は決して之に感服せず節  
儉すべき所は充分に節儉するも例へば食物は身體の健康に關するゆ  
ゑ決して粗食を爲す可らず又世間附合は大に此身分に關するゆゑ宜

しく思ひ切て張込むべしといふの主義を取るものなり彼の徒らに經  
費節減を唱へ萬般の規模を縮少して而して得たりと爲すが如きは抑  
も無智細君の家政節儉共に國家の長計を談ずるに足らざるなり夫れ  
國家は國家其ものを永遠に保持し且つ進歩發達せしむべきの最大義  
務を要す國家は決して此義務を怠るべからざるなり此施設を忽がせ  
にすべからざるなり徒らに目前の小節儉に拘泥して此國家當然の義  
務をも猶ほ廢止せんとするが如きは國家目前の小儉安ちうあんを計りて而し  
て國家永遠の目的を沮絶する所以なり若し國家が此國家當然の義務  
を施設するの力だになしとならば是れ最早國家衰滅の時なるのみ我  
大日本帝國如何に貧なりと雖も豈斯く迄に貧ならんや

教育は國家を永遠に保持し且つ發達せしむる所以の基礎なり教育  
は國家が國家自らの爲に施設すべき最大義務なり教育は國家百年の  
長計を定むる所以にして其施設の如何は直ちに國家の運命如何に關  
す若し教育施設の方法宜しきを得ざるに依り之を改良すべしといふ  
ならしめば可なり只經費の點より之を論じて學校の存廢を議するに  
至りては抑も目前の小儉安の爲に國家の長計を誤まるものと謂はざ  
る可らず彼の學校廢止論なるものは即ち是れならずや偏に經費の點  
より立論して學校の廢止如何を斷ぜんとす豈誤まらずや抑も一時の  
儉約の爲に子弟の就學を廢するは普通教育に於ても學齡兒童保護者  
の最も忌むべく慎しむべき所なり況んや國家をや一時の經費節減の  
爲めに國家の教育的施設を廢するが如きは吾人の斷じて與みせざる  
所なり尙號を重ねて之を詳論するあらんと欲す

## 學校存廢論(二)

國費支辨的諸學校廢止の議論を生ずる其最要點は一に經費の點にあり曰く若干の國費を費やして設立し置く程の必要なしと然らば先づ其經費の額は凡そ何程なりや明治二十四年度豫算案文部省の直轄に係る諸學校の經費は左の如し

帝國大學	四一六、六二・〇〇〇
高等師範學校	三九、六〇〇・〇〇〇
女子高等師範學校	三〇、二二二・〇〇〇
第一高等中學校	八八、四九九・〇〇〇
第二高等中學校	四五、六九一・〇〇〇
第三高等中學校	六四、八〇〇・八五五
第四高等中學校	四四、七二〇・〇〇〇
第五高等中學校	五〇、五五二・〇〇〇
高等商業學校	三四、〇二六・〇〇〇
東京工業學校	三七、〇八二・〇〇〇
東京美術學校	一九、三〇〇・〇〇〇
東京音樂學校	一二、一二二・〇〇〇
東京盲啞學校	三、〇〇〇・〇〇〇
東京圖書館	八、〇〇〇・〇〇〇
合計	八九三、七七二・八五五

歳出總額を八千万圓とすれば諸學校に要する經費僅かに其一分一厘強なり蓋し多しとすべからざるなり否之を以て國家の高等教育を施設し得るとせば實に安直なるものならずや然るに論者は尙之を以て多きに過ぐるとするにや之を減少せんと企だつ論者も亦吝嗇なる哉査定案等論者の減少廢止せんとするもの左の如し

女子高等師範學校	三〇、二二二・〇〇〇
第一高等中學校	八八、四九五・〇〇〇
第二高等中學校	四五、六九一・〇〇〇
第三高等中學校	六四、八〇〇・八五五
第四高等中學校	四四、七二〇・〇〇〇
第五高等中學校	五〇、五五二・〇〇〇
東京音樂學校	一二、一二二・〇〇〇
合計	三三六、六〇二・八五五

歳出總額を八千万圓とすれば是れ只僅かに其四厘強に過ぎざるに非ずや八千万圓の四厘、三十三万圓嗚呼國家の歳計に於て抑も何かあらんや若しまた之を全國の人口戸數に配分せば如何全國人口を三千九百万とすれば一人當り只僅に八厘六毛餘、全國戸數を七百八十万とすれば一戸當り只僅に四錢三厘一毛餘に過ぎざるに非ずや一ケ年に於て四錢三厘一毛餘、之を減ずれば果して所謂民力休養の實を得るとなすや左りとは亦輕易なる民力休養ならずや蓋し一錢一厘の微と雖も租税は濫に費消すべからず無益の事業に費やすべからずと雖も是等諸學校豈<sup>あ</sup>全く無益ならんや豈全く有害ならんや單に經費の點より立論して而して是等諸學校を廢せんとするは到底根據ある理由と爲すに足らざるなり蓋し論者必ずしも經費の點よりのみ立論して廢止説を唱ふるにあらざり或は是丈の經費を掛けて設立し置く程の必要なしといひ或は必要は必要なれども經費多端の折柄先づ以て之を廢せざるを得ずといひ或は是等官立學校を存し置くは私立學校の妨害なりといふ敢て各々一理なきには非るべし然れども其主なる要點は經費の點に外ならず何となれば若し國費より一文半錢をも

支出することなきものならしめば敢て論者の口の端に上るべくも非ればなり只是等諸學校は其基礎未だ大ならずして皆政府支出金を要す是に於て乎即ち論者の問題に上る然れとも經費の點より之を見るときは是等諸學校實に九牛が一毛にだも如かず之を存し置きたりとて經費上大なる負擔を重ぬることなく之を廢したりとて經費上また左したる負擔を減ずることなきなり經費の上を以て之を論ずるときは是等諸學校の如き實に齒牙に懸くるに足らざるのみ

然らば則ち之を學制上教育上より論ずれば即ち奈何先づ之を論ずるに當りて吾人は第一に論者の反省を請はざるべからざるものあり何ぞや曰く教育制度なるものは容易に之を變更すべからずといふの一事是れなり抑も制度を屢々變更するとは獨り教育制度のみならず實に非常の弊害を與ふるものなり一事業之に着手しては其成否未だ全く明かならざるに之を改め更に他の制度によりて之を施行し見れば又思はしからざる所ありとて又之を改め、改めては又改め、改めては又改め終始其制度を變更するときは常に新舊交代の混雜にのみ經過して又一の實効を見るべからず只事業を試験視するのみにして曾て其止まる所を知らざるなり我明治政府が二十年來施設したる事業なるものは實に此試験的事業の外に出でず廢置變更二三にして止まらず萬般の事業制度悉く其轍を履まざるは無き中に就いても教育制度の如きは實に其最なるものなり普通教育の制度より高等教育の制度に至るまで其數ば變更を見たることに實に幾許ぞや天下皆擧げて其弊に苦しみたるに非ずや天下皆擧げて其弊を唱へたるに非ずや然る斯く其弊を論じたる人今や却て自ら其弊を演ぜんとす何のことぞや高等中學の如き其設立以來果して幾許の年所をか經たる果して

幾許の歴史をか與へたる高等中學其實効なしといふも無効も只僅かに數年を経たるに過ぎざるに非ずや未だ實効あるや否やも正確に認めざる中に早く先づ之が制度を廢せんとす實に從來の弊害を襲ふものならずや女子師範學校廢止論の如き音樂學校廢止論の如き皆是れならざるなし論者先づ此點に於て大に考察するあらんことを希望するなり

#### 學校存廢論(六)

高等中學の次に世人の問題に上るものは曰く音樂學校なり曰く美術學校なり就中音樂學校の如きは査定案に於ても之を廢止するに決せり殆んど風前の燈ともしびの如し而して其廢止論を生ずる所以のものは實に單一に經費論に外ならず經費多端の折柄之を設立し置く程の必要なしと然らば其費用は如何

東京美術學校

一九、三〇〇・〇〇〇圓

東京音樂學校

一二、一二一・〇〇〇

合計

三一、四二一・〇〇〇

僅々三萬圓、音樂學校の如きは一万二千圓に過ぎず四五十日の借家賃に一万圓を拂ふ程の帝國議會が兎に角國家教育の一枚舎たる音樂學校に一万圓を投ずるを惜む如きは甚だ異様の感に堪へざるなり蓋し音樂學校の如き吾人も左迄必要を感じず是非、無くてならぬものとは思はれず曰く唱歌は兒童の精神を發揚す曰く音樂は國の品位を高尚にすと勿論吾人も全く然らずとは言はず音樂は人の精神を高尚ならしむるものにして而して現今の唄なるものは多くは卑猥聞くに堪へず音樂の改良、音樂師の養成、唱歌教員の養成、必ずしも必

要ならずとは言ひ難けれども畢竟貴族的、優長的、創業時代なる此國には未だ左迄の必要を感じずと思ふ何事も充分に施設せんとせば唱歌教員も無くてならぬとは勿論なれど左迄必需的のものには非ずと思考す故に吾人も敢て熱心に音樂學校維持説を唱ふるものに非ずと雖も只其費用如何と顧みれば僅かに一万餘圓に過ぎず僅々たる一万餘圓の支出を惜んで、兎に角折角是迄に仕立てたるものを一朝廢絶に歸せんも遺憾なれば先づ以て之を維持せんと主張するのみ

若夫れ美術學校に至りては是亦貴族的施設の如くにして音樂學校と相似たるものありと雖も吾人は決して然らずと思考す美術は素より貴族的事物なりと雖も美術は即ち我日本國産の一なりといふことを記憶せざる可らず美術は即ち我日本國特有の長所にして所謂國粹の存する所なりといふことを記憶せざるべからず然るに此美術は大に衰退し又主として之が發達を計るものなし美術の進歩、美術家の養成、美術品の發達は獨り貴族的視察に於て必要なるのみならず之を國家經濟、外國貿易の點より見るときは更に甚だ必要を感じるものなり美術品は外國貿易上の一重要品なり美術品は外國に多くの得意を有するものなり我が商業の爲め我が外國貿易の爲め美術教育豈必要ならずや一概に貴族的視し優長的視して之を無用視するは淺見の甚しきものなり而して今美術學校の爲に支出する所の國費は如何亦漸く一万九千三百圓に過ぎず僅に二万圓弱の金を惜んで美術教育の發達を計らざるは吾人の感服せざる所なり査定案の流石に美術學校をば廢止せざるに決したるもの固より宜しきを得たりといふべし然るに近來は又一種の論者あり此美術學校と音樂學校とを帝室費の支辨に移さんことを主張せり吾人また然か思はざるに非ず此兩校の

安全を願はんには此策甚だ可ならん兩校の性質より論ずるも之を帝室の所屬と爲すこと亦敢て失當に非ざるべし兎に角吾人は其何れの所屬たるを擇ばず只之を破壊せざらんことを希望するのみ

『東京朝日新聞』(一)明治二十四年一月二十五日、(二)同月二十七日、(六)同二月一日

一月二十九日付の『毎日新聞』には「音樂學校美術學校」と題する社説が掲載された。社説は、美術というものはとかく國家創業の時代には育ちにくいものであるから、今日の情勢からみて、衆議院でこの二つの學校の存続が認められることは困難であろう、としている。さらに社説は、いっそこれらの學校の費用を帝室に仰いでどうかと提案する。宮内省の雅樂部と音樂學校とは「種類同じき者」であり、しかも兩校合わせて三万四千二百二十円にすぎないのであるから、これなら三百万円の帝室費を揺がすには及ぶまい、というものである。この提案については、前出の『東京朝日新聞』社説でも言及されている。

#### 音樂學校美術學校

方今官立學校にして殘息喘々死生旦夕に迫る者四あり一に曰く高等中學校二に曰く音樂學校三に曰く美術學校四に曰く女子高等師範學校是なり此四の者は豫算委員會にて廢棄することとせられたり本會議は豫算委員會議決のマ、を採用する歟將た存置することとなる歟今日に豫知すべからずと雖ども委員會之を廢止に決したりとせば委員會の決議を廢し舊に復すること随分難事なるべき歟高等中學に就ては余輩先きに數日間の紙面に於て意見を述べたり女子高等師範學校は余輩別に意見あり本論に於ては美術學校音樂學校の二の者に就て鄙見を述んと欲するなり余輩は音樂美術の二校を以て之を高等中學

に比すれば必要の度幾分か少き者と思考せり然れども之を廢するを可とする歟將た存するを可とする歟と云はゞ之を存するを可なりと思考せり然れども明治今日の形勢に當り現在のまゝ之を存すること隨分難事なるべしと思はる凡そ美術の思想は國家創業の時代に養成せらるゝこと難く昇平長く續きたる時代に發達し易き者なり維新草創の頃日本人の思想を見よ美術の思想は徳川政府と共に絶滅せんとしたり上野公園の樹木を切り拂ふて茶園と爲さんとする説出でたることあり日本美術の保存場と云ふべき寺院を燒き拂ひ其拂像を毀ちて薪に代へ洪鐘を下して大砲を鑄造せんするの説出でたることあり蓋し日光の宮殿を燒き徳川氏の驕奢を懲らしめんとしたることあり蓋し美術の思想は革命的の思想と兩立せず革命的の腦髓は乾燥し美術的の腦髓は光澤あり革命的の腦髓は武に偏し美術的の腦髓は文に偏するに由るなり

美術學校音樂學校は廢すべからずと云ふ説を持つる議員なきにもあらざるべし故に本會とならば委員會が廢したる此二學校も復活するの機ある歟は知らざれども今日の情態を以てせば衆議院議場にて二學校存置説が勝利を得ること稀有なることなるべし何となれば日本今日の形勢は二十年の泰平を繼續したりと雖も未だ美術流行の時代とならず創業的の思想社會を支配するの時代なればなり良し今日議會にて存置説勝利を得ることとなるも美術音樂二學校の衆議院に於ける猶地方税支辨の中學校醫學校と同一運命に遭遇し今年存置説勝利を得るも次回の議場に廢止説出で次回の議場に廢止説勝利を得る歟と見れば其次回の議場に創立説出で一死一活年々運命を異にするの奇狀を呈出し到底學校設立の目的を達するに至らざるべき歟是

に於て余輩は一の新按を呈出し讀者の熟慮を請はんと欲するなり其新按とは何ぞや曰く此二學校の費用を帝室に仰がんとすることはなり上文述べし如く美術の思想は亂世の思想と兩立すべからざる者なり今後の日本は容易に干戈の騒亂なかるべしと雖も政黨の競争保守改進黨二主義の軋轢は年々跡を絶たざること必然なり即ち血を流すの戰爭なしと雖も亦一種の戰場なり此競争戰場の中に無事に音樂學校美術學校を設置すること急流激浪の中に一葉の船を浮ぶと同一感なきにあらず轉じて帝室費管理の部内如何と云ふに陛下の眼中黨派なし保守派も改進黨も一視平等の臣民なり帝室費三百万圓あるも帝室附屬の財産から生ずる收入年金百万圓あるも政治海の風浪は一點宮牆を越へて帝室費の安寧を動搖せしむる能はず此風塵不達の安樂城中に音樂學校美術學校を置かば議場は如何に節減非節減の戰場となるも風塵は學校門内に達するを得ず近頃世上の風聞に帝室費三百万圓と云へる名は大なりと雖も支出の道年々増加し蓋上の供用となる費用は極めて僅少なりと或は然らん余輩も濫りに費用を帝室費に歸するの奔なるを知る然れども現在帝室費より支出を仰ぐ者と雖ども精密の調査を爲さば廢止すべき者他に支途を移すべき者なきにあらざるべき歟若し斯る種類の支出あらば之を變更し美術の保護を帝室に仰ぐこと學校其物の性質より云ふも至當のことなるべしと思考せり

二十四年歳入出豫算案を見るに美術學校は一万九千三百圓音樂學校は一万千二百二十二圓とあり合金三万四千二百二十二圓なり金額の多からざること知るべし又之を聞く宮内省には雅樂部なる者あり雅樂部と音樂學校とは種類同じき者にして其費額も三万圓餘とせば之れが

費用を帝室費に仰ぐも帝室の財政に格別の變動を與ふる者にあらず  
音樂美術の二學校を安全の地位に置くは此外に良法なかるべしと信  
ぜり若し他に良法あらば讀者請ふ余輩に教ふる所あれ

〔毎日新聞〕明治二十四年一月二十九日

この二十九日、音樂學校の問題は、衆議院議員安田愉逸の質問をきつ  
かけとして、ついに音樂學校の必要如何が議論の中心となるに至る。す  
なわち経費の多少よりも、音樂教育をどのようなものとして捉えるか、  
国立の音樂教育機關は必要かといった事柄が問われることになるのであ  
る。この質問は早速紙上で公にされ、物議をかました。『東京新報』は翌  
日、質問の内容を、そして翌々日には議院の速記録を紹介している。

### 面白き質問

昨、下院に於て例の安田愉逸氏問ふて曰く古來音樂は唯耳目を喜  
ばしむる者とのみ思ひしに今此等の事に向て一ケ年一萬有餘圓の大  
金を投じて音樂學校を維持せざる可らざる理由何處にある、又文部  
省は教育を智育德育體育の三部類に分つと聞きしが音樂は何の部類  
に屬するやと

或人評して曰く音樂は耳目を喜ばしむとはチト變ならずやと應變  
子傍にあり之を駁して曰く窈窕たる佳人樂を奏すを視且聞くこれ耳  
目を喜ばしむるにあらずやと

〔東京新報〕明治二十四年一月三十日

### 音樂は德育か智育か將た體育乎

安田愉逸氏が音樂は德育か智育か將た體育乎と云ふ面白き質問を

起したることは載せて昨日の紙上にあり而して此質問に就ては多年  
教育の局に當り鍛ひに鍛ひたる流石の辻次官も答辯に窮せられたる  
ことは左に抄録する議院の速記録を見るも明なり江湖幾多の有識諸  
君幸に此面白き問題を研究して以て安田君に満足を得せしめよ

政府委員（文部辻次官新次君）（前略）先刻の其ノ德育、智育、體  
育ノお話ガ出マシタケレドモ、之ヲ直グニドノ事ト云フコトニハ  
當リマセヌ、併シナガラどう云フモノニ多ク含ンデ居ルカト申シ  
マシタラ、德育ナドノ部ニハ大分ナ近イ事デアリマセウト思ヒマ  
ス故ニ、詰リ云フト音樂學校ハ音樂師ト音樂教員ヲ拵ヘル目的ト、  
お答ヘ致スヨリ仕方ガナカラウト思ヒマス、ソレカラも一ツハ：  
安田愉逸君 一寸述べマスガ、然ウシマスルト音樂學校ノ必要ハ  
豫テ文部省デ唱ヘテ居ラレル智育、體育ニハ無關ナモノト云フ御  
答デアリマスカ

辻次君 德育、智育、體育ニ關係ナキモノカト云フ御尋……

安田愉逸君 左様

辻次君 關係ハアリマセウ、音樂教員ナドノコトハ小學校、師  
範學校ナドニ要リマスノデス、ソレデ小學校、師範學校ナドトヲ  
以テ德育、どれヲ以テ智育ト云フ區域ハ附キマスマイト思ヒマ  
ス、授ケル唱歌モ其品性ヲ正シ、父ニ孝ヲ盡セトカ云フ様ナ唱歌  
ヲ教ヘマスレバ即德育ニナリマスノデス

高津仲次郎君 只今ノ音樂ノ講釈ノ様ナコトハ御免蒙リタイ

〔東京新報〕明治二十四年一月三十一日

また三十一日の衆議院でも音樂學校の廢止問題が取り上げられ、廢止

を支持する議員がその理由として、国費でこれを維持する必要のないことを挙げています。

濱野昇氏 高等中學校を全廢せんとする理由并に之を廢する以上は大學生は何れの學校より入るべきやを説明せられたし

豊田文三郡氏 女子高等師範學校及音樂學校を廢する理由如何并に此等の學校を廢するとせば現在在學の生徒を如何せんとするや

天野爲之氏 從來各學校の豫算を定むるや國庫より一定の金額を付與し置き餘剩あれば資本として積立つるが故に其請求額及定額共に掛け直あるものなり是れ豫算調製の體裁を失する事大なるを以て委員に於ては必要の經費のみを支出せんとす又高等中學校等を廢せんとするは同學校の今日に必要なしと云ふにあらざり只今日の教育上の有様より見れば國費を以て之れを維持する必要なし更に國立の高等中學校を廢する以上は私立若は府縣立の學校之に代るに至るべしと云ふに在り女子高等師範學校及音樂學校を廢せんとする理由亦然り而して現在在學生徒の處分方に付ては豫算委員會に於て別に議論なかりしが其議論なかりし一事を以て見るも已むを得ず其儘に放任するより外なしとなせる者と信ず

近藤準平氏 高等商業學校東京盲啞學校を廢せざりし理由如何

天野爲之氏 此等の學校は今日民間に於て設立すること容易ならざるなり

(『東京新報』明治二十四年二月一日、「衆議院の議事」より)

当時の帝国議會における問答の一部始終は、今日でも『官報』附録の

「衆議院議事速記録」に見ることが出来る。二十九、三十一兩日の委員會の速記録が『國家教育』に転載されているのでこれを次に挙げておく。

明治廿四年一月廿九日豫算按ニ關スル全院委員會

全院委員長(島田三郎君) 質疑ガ盡キタト考ヘマスカラ、文部

省ノ政府案ニ移リマス

木暮武太夫君(百四十八番) 本員ハ經常部第二款高等中學校ノ

コトニ就イテ質問致シマス、今日ノヤウニ教育ノ進マナイ時デモ、カノ大學豫備門ハ一ツ外ナカツタ、然ルニ此ノ頃ハ私立學校モ出來テ云ハ、文運隆盛ノ今日ニ當ツテ、此ノ五箇ノ高等中學校ヲ置キ三十万圓ノ金ヲ費シテ、是非トモ五箇ノ高等中學校ヲ置カネバナラヌト云フ理由ヲ聽キタイ、又今一ツハ高等中學校ハ高尚ナル普通科ヲ置ク場所デアアル、然ルニ此ノ高等中學校ノ中ニ法學ナリ、醫學部ナリ置クノハどう云フ理屈デアアルカ專門學科ヲ修ムルニハ帝國大學ガアルニモ拘ハラヌ、此ノ高等中學校ニ專門科ヲ入レタルノハ如何ナル理由デアアルカ

(政府委員辻新次君演壇ニ登ル)

政府委員(文部次官辻新次君) 只今ノ百四十八番ノお問ニ答ヘ

マス、此ノ高等中學校ハ御承知モアリマス通り、十九年ニ高等中學ノ制度ガ改マリマシタ、其前ニハ即大學豫備門ト云フ名ノ如ク、唯大學ニ入ルノ生徒ノミヲ養成スルモノガ東京ノミニアリマシタガ、段々進ンデ(大聲ニ願ヒマスちつとモ聽ヘマセヌト呼ブモノアリ)段々此ノ維新以來教育ノコトニ手ヲ着ケマシテ遂ニ高等中學ノヤウナモノヲ拵ヘナケレバナラヌト云フ必要ヲ見マシタカラシテ、即高

等中學ヲ起スニ至リマシタノデ御坐イマス、ソレデ高等中學ハ豫備門トハ些ト性質ガ變ツテ居リマステス、高等中學ハ丁度豫備門ト云フ性質ノ外ニ、尙其ノ實業ニ就ク者ヲ養フト云フコトガ這入リマシタノデ、丁度高等中學ノ性質ヲ申シマス云フト、實業ニ就カント欲シ、又高等學校ニ入ラント欲スル者ニ、須要ノ教育ヲ與フルト云フコトニナツテ居リマス、豫備門ノ時ハ只今ノ高等ノ學校ニ入ル者丈ノモノデシタケレドモ、何分ニモ此ノ小學校ヲ進ンデ尋常中學、尋常中學位ナコトデハ十分ナ人ニナル譯ニ行キマセヌカラシテ、即高等中學ヲ拵ヘルコトニナリマシタ、ソレデ其ノ高等中學ハ大凡全國ヲ見マシタ所デ、先ツ五ツ位ヲ置イタラバ、大抵日本ノ度合ニ適フドラウト云フコトカラシテ、即五ツ拵ヘルコトニナリマシタ、只今最ウ一ツノお問ハ高等中學校ノ生徒ハ、只今ノ實業ニ就カントスル者ト、高等ノ學校ニ入ラント欲スル者ヲ拵ヘルノデスケレドモ、尙高等中學デハ法科、醫科、工科、文科、理科、農業、商業等ノ分科ヲ置クト云フコトガ……出來ルコトニナツテ居リマス、是ハ矢張其ノ必要ヲ見マシテ置ク譯デアリマス、デ先ヅ最初最モ醫學ノ必要ヲ見マシタカラシテ、醫學ヲ置クコトニ致シマシタ、就イテ法學部ヲ第三高等中學校即京都ニ置クコトニ致シマシタ、其ノ只今ノ醫學部、法學部ハ、餘程其ノ大學ノ學生トハ違ツテ居リマスデス、餘程低ウ御坐リマス、併シナカラ其ノモノニ就イテハ、先ツ可ナリ一本達ニ其ノ業務ヲ執ルコトモ出來ルコトニハナリマスガ、汎ク大學ノ學生ノ如キ譯ニハ行キマセヌノデス、故ニ大學生ノ次ノモノト云フ位ニお見認メ下サリマシタナラバ、宜カラウト思ヒマス、何故ト申シマス云フト、此ノ高等中學ノ分科ハ即其ノ高等中學ヲ終リマセ

ヌノデス、大學ニ這入ルニハ高等中學ヲ終ツテ居リマスノデアリマスカラ、先ヅ普通ヲ受クル間ニ就イテ二箇年ノ相違ガアリマスデス本科ニナリマシテハ幾分カ學科ガ缺ケテ居リマセヌケレドモ、矢張少々ツ、學科ガ薄イ譯デアリマス、然ウ云フ性質デアリマスカラシテ、大學ノ各分科トハ餘程違イマシテ、矢張丁度其ノ位ナ大學ノ次キ位ナモノガ、矢張入用ト云フコトカラシテ、此ノ分科ヲ置イタ譯デアリマス

杉浦重剛君(百十四番) 只今ノ高等中學ノ續キノコトニ就イテ少シ伺ヒマス、高等中學ノ豫科ト云フモノハ、府縣ノ尋常中學ト同ジ課程ニナツテ居リマス、今高等中學ヲ五ツ置イテ、ソレニ本科並ニ豫科ヲ置クト其ノ高等中學ノアル地方ト云フモノハ、他ノ地方ニ比較シテ餘程都合ノヨイ所ニ、都合ノヨイヤウニナツテ居リマス、然ウ致シマスト學生ヲ出シテアル方ガ利益ヲ得テ、他ノ方ガ利益ヲ得ナイト云フコトニナリマスガ、其ノ邊ノ所ハ敢テ差支ナイト云フお見込デアリマスカ其ノ事ヲ伺ヒタイ、ソレカラ其ノ次ニハ一體ニ教員ノ俸給ノコトデスガ、是ハ教員ノ俸給ハ時間ノ少ナイモノハ都合ニ依ツテ俸給ヲ減スルト云フコトガアル然ルニ此ノ大學あたりノ教員ノ俸給額ヲ見ルト云フト、和漢學ノ教員ニハ或ハ官等ニ相當シナイ少イ所ノ俸給モアリマスガ、他ノ所デハ隨分時間ガ少クテモ官等相當ノ給料ヲ給シテアルノガアル、又其時間ガ少イノミナラス生徒ノ數モ極メテ少イ、生徒ガ一人デモ教員ハ矢張同ジヤウニシナケレバナラヌコトデアリマスケレドモ、併シナガラ殆ント……位ノ所ガアル、然ウ云フヤウナ所ニハ大學あたりニ於キマシテハ、大學令ニモアリマス通り只生徒ニ教ユルバカリデナク、自分ガ學問ノ學理

ヲ研究スル、其ノ學理ノ研究ト云フモノ、成績上カラ、然ウ云フモノガ勘定ニ這入ツテ……ソコヲノ生徒ヲ教授スルト云フバカリデナク、大學ニ於イテハ學理ヲ研究スルト云フコトモ一ツノ原素ニナツテ居リマスカ、ソレガ伺ヒタイ、ソレカラ大學ノ學科中、理學部ノ學科中ニ、近頃簡易講習生ト云フモノヲ置キテ、其ノ簡易講習生ト云フモノハ、詰リ高等師範學校ノ生徒ヲ養成スルト粗々同一ノ目的ヲ以テ養成スルヤウデアリマスガ、是ハ或ハ其ノ教師ノ時間ガ餘リガアルカラ、ソレヲ補フガ爲ニコウ云フモノヲ設ケテ御座イマスノカ、又必要上カラ是非トモサウ云フ教師ヲ養成シナケレバナラヌノデアリマスカ、又も一ツ伺ヒタイ、ソレカラ此ノ高等師範學校ノ方ニ於テハ、之ニ反シテ時トシテハ、文科ノ方ノ生徒バカリ、時トシテハ理科ノ方ノ生徒バカリ募ルト云フコトニナツテ居リマスガ、大學ノ方デハ……教師ヲ養成スル必要ガアレバ……高等師範學校デ然ウ云フモノヲ養成シタラどうデアラウカ、何カ特別ノ事情ガアツテ高等師範學校ノ……往カヌ理屈ガアリマスカソレヲ承リタイ、ソレ丈ノコトヲ一ツ……

政府委員（文部次官辻新次君） 第一番ノお問ハ或ハ私ノ答ヘマスコトガ、十分ニお問ニ合ヒマセヌカモ知レマセヌガ、大抵然ウ云フコトダラウト思ヒマスカラお答致シマスガ、此ノ高等中學校ノ場所デ御座イマス、どうシテモ自然ト其處ニアル場所ノやつハ、生徒ガ多ウ御座イマス、併シナガラ大抵其部内カラ出テ居リマス、人口ナドニしつかり平均シマシタナラバ、其ノ場所ノモノガ多イデアリマセウガ、どうモ是ハどう云フ場所ニ於キマシテモ、勢免レヌコトカト思フテ居リマス、是ハ表ガアリマスカラ御都合ニ依レバ表ヲ御

覽ニ入レマスデアリマセウ、然ウ云フお答デヨカツタカ、若シ不十分デアツタナラバ、最ウ一遍お問ヲ願ヒマス、ソレカラ大學ノ教官ノお問ハ大抵お問ノ如キ譯デ、即中ニハ生徒ノ教授時間ノ少ナイモノガアリマセウト思ヒマス、併シ其ノ多イ人ノ割合ニ俸給ガ低クナイト云フモノガアルカ知レマセヌガ、ソレハ學科ニ依リマシテハどうシテモソレハ研究セヌケレバナリマセヌシ、ソレカラ生徒ヲ受持つ時間ガ少クテモ、學科ニ依ツテハ矢張出テ居ルコトガ長ク出テ居ラヌケレバナラズ、加之十分ニ調ヲセヌケレバナラヌト云フコトモアリマスカラシテ、是ハ大體ハ丁度お問ニナリマシタヤウナ譯デ、矢張其ノ果シテ教授時間ノ少イノデ給料ノ多イモノガアルナラバ、ソレハ矢張他ニ調べルコトガアルモノト御覽下サツテ宜シカラウト思ヒマス、ソレカラ此ノ理科大学ノ簡易科デアリマス、是ハ實際必要ヲ感ジマシテ一時置キマシタノデス、御承知モアリマス通り此ノ何分ニモ其ノ理科ナドノ此ノ教官ハ乏シウ御座イマシテ、文部省ガ二三年教員ノ試験ヲ施行致シマシタケレドモ、どうモ理科ニ關係シタヤウナ人ハ、何分ニモ乏シキニ就イテ、此ノ一二年ハ實施致シマシテモ、好結果ヲ得マセヌト云フヤウナ譯デ、ソレ故一方デハ昨年度ス、昨年ハ夏ノ休中、數學ノ講習會ヲ開クト云フコトモシマシタ、ソレモ一ツノ手順デ、此ノ理科ノ方ノ人ヲどうモ養成センケレバ、獨教育ノミデナクシテ、一體理學思想ノ方ガ何分ニモ乏シイカラ、取敢ズ此ノ教員ニナルモノヲ拵ヘルト云フコトガ大主眼デ御座リマス、然ウシテ御承知デモアリマス通り、理科大学ノ方ハ一體生徒ガ少ナウ御座リマス少ナイガ、中ニハどうシテモ要ル丈ノ學科ノ教官ヲ置カナケレバナリマセヌ、是等モ別ニ増サズシテ簡易科ヲ置

ガタメニ、幾分カ費用ヲ増シシタケレドモ、ソレガ爲ニ特別ニ非常ナ費用モ要リマセヌ、是ハ矢張便宜上同ジ文部省ノ部内ノ中デアリマスカラ、便宜ヲ計ツテ大學ニ簡易科ヲ置キマシタノデアリマス、併シ是ハ長ク置クベキモノデハナク今日ノ急務デアリマス、高等師範學校ノ文科理科トハ餘程趣ヲ異ニシテ居リマシテ、勿論教官ニナリマスモノヲ拵ヘルノデハ御坐イマスケレドモ、一方ノハ此ノ師範學校デ卒業シマシテ然ウシテ教員ナドヲシタモノヲ呼ブコトデ、是ニハ何箇年ノ間責務ヲ負ハセルト云フ性質ノモノデ、餘程コレトハ異ツテ居リマス、ソレカラ高等師範學校デ生徒ヲ募リマスノハ、大體需用ヲ見テソレト學校ノ幅ヲ見マシテ、出來得ル丈ノ順序デヤツテ居リマス、先ヅ大抵右様ノお答デ宜シカラウカト思ヒマシタガ尙足りマセヌナラバ再ビお問ヲ願ヒマス

高木正年君(百十番) 私ノお問ヒ申シタイノハ文部省所轄ノ地所ノ事デアリマスカ、前ハ農商務ノ所轄デアツタガ、此ノ處分ヲスル時分ニ文部省ニ移ツタト云フ事デアルカラ、此ノ際ニお問ヒ申シマスガ、自分ノお尋ヲスルノハ曾ツテ農商務省ノ所轄デアツタ三田育種場拂下處分ノコトデアル、此ノ事ハ文部省ニ參ツテカラ僅デ拂下ゲタト云フカラ、其ノ間ノ關係ハ甚ダ薄イカモ知レマセヌガ、處分ハ文部省デヤツタト云フコトダカラ、お問ヒ申シマスガ、此ノ一万九千八十五坪ノ拂下地ヲ木村莊平ト云フ人ニ五万〇五百七圓二十五錢二厘デ拂下セラレタガ、是ハ何故ニ入札ヲ以テ拂下セラレナカッタカト云フコトデアル、第二ニハ此ノ坪二圓五十錢若クハ二圓ヲ以テ拂上ゲルレタノハ、如何ナル標準ニ據ラレタモノカヲ伺ヒタイ、元來此ノ疑問ノ起リマシタノハ外テモアリマセヌ、凡ヘテノ

官有地ナリ建坪ナリヲ拂下ゲル時分ニハ、公ニ入札ヲ以テ施行セラル、コトハ、是マデ明治政府ノ執ラレタル方針デアル、又或場合ニ於テハ入札デナク緣故ノモノ、或ハ其ノ省ノ見込デ定メタ價值ヲ以テ拂下セラレタガ、併シコレハ誠ニ少數デ且ツ何レカノ標準ニ據ラレタト云フコトハ明デアル、然ルニ自分ノ疑ハ文部省ガ之ヲ拂下ゲラル、ニ何故ニ入札ヲ以テセザリシカ、之ヲ評價スルニ何故ニ箇様ノ廉價ヲ以テセラレタカト云フコトヲ問フノデアル、ソレデ自分ガ之ヲ以テ廉價デアルト云フノハ、文部省ガ之ヲ拂下ゲラレタノハ實ニ明治十九年十月十九日デアツタガ、一箇月ノ間ニ海軍省ニ買上ゲラル、時ハ二圓五十錢デアツタモノガ、是ガ八割程増シテ一坪四圓バカリ、即一万五千四百五十九坪三合八勺ヲ六万八千八百三十七圓二十四錢四厘デ買上ゲラレタ、前ニ拂下ノ時ト買上ゲノ時デハ金高デ一万……地所デ四千程ノ相違ガアル故ニ、自分ハ此ノ事ニ就イテハ如何ナル理由デアツタカヲ確メタイト思フノデアリマス

政府委員(文部次官辻新次君) 只今ノお問ニハ一寸お答ハ出來マセヌ此ノ豫算ニ關係シタコトハ隨分取調ベテ參リマシタガ、其ノ事ハ一寸豫算ニ關係ガナイカラ記憶致シマセヌ

高木正年君(百十番) お調ノ上デ宜シウ御坐リマス

中村榮助君(三十七番) 曩キニ杉浦君ガ説明ヲ求メラレタ引續キデアリマスガ、高等中學校ノ人員表——文部デ直轄ニナツテ居ル總ヘテノ中學ノ人員ノお見セヲ願ヒタイ

政府委員(文部次官辻新次君) 文部省ノ……

中村榮助君(三十七番) 文部省デ直轄ニナツテ居ル人員表デアリマス

政府委員(文部次官辻新次君) 承知致シマシタ

青木匡君(百二番) 私ハ第二款ノ第三項女子高等師範學校ノコトニ就イテ問フノデアリマスガ、是ハ元ト女子高等師範學校ト云フモノガ獨立シテアツタノヲ、文部省ガ之ヲ廢シテ高等師範學校ニ合セテ、其高等師範學校ノ中ヘ女子部ヲ置カレタノデアツタガ、其ノ後又女子部ヲ割イテ獨立ノ女子高等師範學校トシテ、舊ノ如ク復サシタノハ種々ノ入組ンダ事情ガアラウト思フ、即女子部ヲ高等師範學校ニ置イテ、之ヲ管轄スルニハあゝ云フ不都合ガアルトカ、斯ウ云フ不都合ガアルトカ云フ事ガアラフト思フ、其ノ事情ヲ私ハ承ツテ置キタイ、ソレカラ最ウ一ツハ今迄女子高等師範學校ヲ卒業シタ所ノ生徒ハ凡幾名アルカ、其ノ卒業シタル生徒ト云フモノハ各地ノ女學校カラノ需用ニ依ツテ、ソレノ訓導ト云フカ教員ト云フカ其ノ方ニ雇ハレテ居ツテ、卒業ノ後職業ナクシテ遊ンデ居ルノガアルモノカ無イノカ、此ノ事ハ餘程女子高等師範學校ノ存廢ニ關係アルコト、思フカラ、其ノ事ノ説明ヲ願ヒマス

政府委員(文部次官辻新次君) 最初東京師範學校ト申シマシタ時分ニ矢張男女別ツテ居リマシタ、(東京師範學校、東京女子師範學校ト)ソレハ丁度十九年カ……十九年カト思ヒマスガ、……其ノ時ハ違ツタカハ知レマセヌカ慥カ十九年カ二十年デス、……ウ——いや十八年カ十九年……

青木匡君(百二番) 時ノコトハ宜シウ御座イマス

政府委員(文部次官辻新次君) ……デ此ノ男女ヲ一ツニシマシタ、一體此ノ男女ヲ別々ニシマシタト云フコトハ……或ハ一ツニスル方ガ便利デナイカト云フコトハ、種々ニむつかシイ問題デアリマ

スガ一體女子ノ氣性ハ……氣風ト申シマスカ如何ニモ柔弱ノ風モアルカラシテ、色々教育ノ上カラ一ツニスルガ……却ツテ之ヲ一ツニシテ管理シタナラバ、大ニ好結果ガアラウト云フナコトヲ見込ンデ實ハ一ツニシマシタデス、所ガ一ツニシマシテ段々ヤツテ見マシタ所ガ、却ツテ一ツニナリマシテ後ノ方ガどうモ結果ガ宜シクナイト云フノハ、一體男女違ツテ居リマスシ、其ノ性質ノ違ツテ居ルコトハ申迄モナイ、特ニ其ノ時分カラ一體ニ體操ハ男女共ニアリマシタケレドモ、其ノ時カラ兵式體操ヲ入レルコトニナリマシタ、寄宿ノ取締ノコトカラシテ兵式ヲ用ユルやうニナツテ、前日男女ノ異ツテ居ル時ヨリモ、一層男女ヲ一ツニスルコトガ出來ヌト云フ、色々ノ現象ガ起ツテ來マシタ、又經費ノ上カラシテモどうモ大變ノ相違ガナイト云フコトヲ見マシテ、終ニ男女ヲ別ニスルコトガ、其ノ宜シキヲ得ルト云フコトカラシテ別ニ致シマシタ、矢張本日ノ所デハ男女ノ教育ハ一ツニスル方ガ、却ツテ宜シクナカヲウト云フコトカラシテ別ニ致シマシタ、ソレカラ女子師範生徒ノ卒業生ハ、是迄たしか五十二人、其ノ中四十九人ハ皆此ノ教育ノコトニ從事シテ居リマス、……五十二人ノ中四十九人ハ教育ニ從事シテ居リマス、……在ノ所ハ是ハ餘程一體都合宜ク參ツテ居ラウカト思ヒマス

豊田文三郎君(八十番) 此ノ高等中學校ノ經費ハ、半ハ國庫カラ支辨シ、半ハ地方稅カラ支辨スルト云フコトガ、今尙現存シテ居ルト考ヘマスガ、果シテ現存シテ居ルナラバ、どう云フ場合ニ地方ニ賦課スルお考デアルカ之ヲお尋ネ申シマス

政府委員(文部次官辻新次君) 高等中學校ノ經費ハ國庫ヨリ支辨スルト、最ウ一ツハ矢張國庫ト其ノ府縣ノ地方稅ヨリ支辨スル、

此ノ二ツノ道ガアリマス、ソレデ一體國庫デ爲シ得ル場合ガ出來得ル丈ハ、國庫デやらウト云フコトノ標準ヲ執ツテ居リマス、一時又地方ト半分持合ニ致シマシタケレドモ、なか／＼そいつヲ議シタリ、ソレヲスルコトノ費用ガカ、リマスシ、一體ニ數府縣連帶シテヤルコトノ制度モ充分ニ整フテ居リマセヌシ、却ツテソレヲ取ル爲ニ費用ヲ増シマシタリシマスルシ、又文部省ノ經費ノ中デ、とうナリ支辨シテ行クコトガ出來ルト云フ見込ヲ立テマシタカラ、即國庫デ支辨スル事ヲ執ツテ居リマス

豊田文三郎君(八十番) 然ウシマスルト政府ハ尙將來ニ向ツテ、時ニ依レバ尙高等中學校ノ費用ノ幾分ヲ、地方ヨリ徴收スル必要ガアルト云フノデアリマスカ

政府委員(文部次官辻新次君) ソレハナイトモ斷言ハ出來マスマイト思イマス、併シ今日ノ場合デ然ウ云フコトヲ執ルカト云ヘバ、執ラナイト云フガ、然ウ云フコトハ不用カト云フコトハ斷定出來マセヌ

工藤行幹君(百八十一番) 本員ノお尋シタイコトハ先達豫算委員會ノ場合ニ於テ承リマシタケレドモ、火災ノタメソレヲ失ヒマシタガ、即第一高等中學校ヨリ第五高等中學校迄ノ各生徒ノ數、例ヘバ一年生ハ何程、二年生ハ何程、又本科ハ何程、又豫備生ハ何程ト云フヤウニ、第一ヨリ第五迄ノ所ヲ二期二分ケタル生徒ノ數、各府縣ノ……數丈デ宜シウ御坐リマスカラ、高等師範學校ノ所ヲ今一應……只今ニハ限リマセヌ、明日デモ明後日デモ宜シウ御坐リマスカラ、今一應政府委員ヨリどうぞお取出シニナランコトヲ希望致シマス、最ウ一ツ續イテ政府委員ニ説明ヲ請ヒマスノハ、鹿兒島山口ノ

如キ中學校ハ國庫カラ金ヲ出サンノデアル、是ハ何ノ必要ガアツテ金ヲ出サヌデアリナガラ、文部省デ之ヲ管轄セヌケレバナラヌ必要ガアリマスカ、其ノ必要ガ誠ニどうモ解シ難イ所デアリマスカラ、其必要ノ譯トソレカラ最ウ一ツハ、中學校ノ費用ヲ只今質問モアリマシタデ御坐リマスケレドモ、尙一步ヲ進メお尋ネ申シタイハ、全ク地方稅ト國庫ノ金デアルノヲ、畢竟本員等ノ聞ク所ニ依レバ地方稅ノ方デハ度々之ヲ減ジタリ、或ハ金ヲ出サヌダリシテ餘程困難スル所カラ止ムヲ得ズ國庫ノ支辨ニ之ヲ繰替ヘタヤウニ承ツテ居リマスガ、只今ノ御答辯ニ依ルト、或ハ入費ガ掛ルカラトカ、何ントカ云フ所ヲ言ヒマスケレドモ、本員ノ考フル所デハ、一向ニ入費ハ掛ラヌト思ヒマス、何ントナレバ是ハ地方稅ノ一部分デ、左程費用ハ要サヌ、只費用ヲ要スルノハ聯合ノ會ニ止マルト思ヒマス、然ルニ度々之ヲ國庫ニ移シタノハ、畢竟金ガ出來ヌカラ止ムヲ得ズ國庫ニ移シタノデ御座リマスカ、果シテ然ウデアリマスカ、或ハ他ニ關係デモアリマスカ

政府委員(文部次官辻新次君) 只今ノお答ハ直グニ致シマセウガ、決シテ當時地方費ニ依ランナラヌト云フ事實デ御坐リマセヌ、是ハちやんと金額ヲ當ガツテ取ルコトニナツテ居リマスカラシテ、其ノ方ノ憂ハ少シモ御坐イマセヌノデス、何故ナレバソレハ矢張規則デ極メテアリマス、ソレ丈ハどうデモこうデモ殆ント府縣ハ出スコトヲ議スダケト云フ迄ニ至ツテ居リマスカラ、其ノ事實ハ御坐イマセナンダ、ソレカラ最ウ一ツノハ、今ノお尋メニ直ニ應ズルコトノ出來ルノハ、本科ハ何人、豫科ガ何人、ソレハちやんと出來テ居リマス、ソレカラ何處ノ縣カラ何人出テ居ルト云フコトモ分ツテ居

リマス、只各級デス、各級ニナリマスレバ一寸調べガ……大抵出来テ居ラウト思ヒマスガ、其ノ調べマデニナリマスト、少シ時日ガ掛ラウカモ知レマセヌガ、今迄ノ調べハ此處ニモ持ツテ居リマスカラ、寫シテ直クニ上ゲヤウト思フテ居リマス

立石岐君(百二十六番) 此ノ中學校ノ……

工藤行幹君(百八十一番) 本員ガ後デ質問シタ鹿兒島中學校ノ事ハ……

政府委員(文部次官辻新次君) あゝ落シマシタ、御承知モアリマス通り、此ノ大學ト云イ、ソレカラ殆ト大學ニ亞クやつは高等中學デス、ソレデ高等中學ノ十九年ノ事業デス、之ヲ完全シマスノニハ、丁度其ノ生徒モ少年……極血氣ノ盛ン十年ノ者ガ這入ルモノデアリマス、ソレカラ教育モ是ハ餘程大事デ、一步誤ツテハナラヌ、深く注意セヌケレバナラヌ場合デアリマス、又是ハ地方ニアルト云フト、ソレニ向フ教官ノヤウナモノモソレ相應ノ才幹ガナケレバナリマセヌ、彼此コノ高等中學位ノモノデアルナレバ、文部省ガ直接ニ之ヲ管理センケレバ充分デナカラウ、高等中學ト云フモノハ文部省ガ管理スルコトニ今日ノ處デハ極マツテ居リマス、故ニ般令國庫カラ金ハ出シマセヌデモ、其ノ高等中學ト云フ教育ハ、必ズ只一二ノ人ノ管理デハ所詮充分ニヤレマイト、斯ウ云フ事カラ來マシタノデス、詰リ云フト高等中學ノ教育ト云フモノハ、文部省ガ直接ニ關係シテヤルノガ好結果ヲ得ヤウト云フ事カラ、即文部省ガ管理シテ居ル譯デアリマス

立入奇一君(百七十四番) 本員モ二三點承リタイノハ、矢張第二款ノ大學校ノ内ニ就イテ各學校ノコトヲ承リタイガ、只此ノ學校

ノコトニ就イテ一應承リタイト云フノハ大學校其ノ他ノ專門學校デアリマスガ、ソレノ悉此ノ東京府下ニ設立シナケレバナラヌト云フノハ、一ツハ何カ利益ノ點トカ、又全國ノ都下ニ集メナケレハナラヌト云フ様ナ事實ガアツテ、例ヘバ商業學校デアレ、工業學校デアレ、美術學校デアレ、皆ナ此ノ邊ノ目的デアルノデアラウカト云フコトヲ一ツお尋ネ致シタイ、斯ノ如キお問ヲ起シタ理由ハ何カト云フニ、例ヘバ高等中學校ノ如キハ各府縣ニ配置ニナツテ居リマス、仄ニ承ルト東京ニ全國ノ生徒ヲ多ク集メルハ、幾分カ其ノ邊ノ上ニ就キマシテ年ノ往カサル内ニ都下ニ出マシテモ、未ダ性質ノ確ナラザル以上ハ、輕薄ノ習慣ガ附クト云フ所カラ深く慮モアツテ、成丈東京府下ニ生徒ノ集マラヌ様ニト云フ考ヲ以ツテ、斯ノ如ク全國ニ高等中學校ヲ置キ配ラレタ様ニ承ツテ居リマスカ、然ウ云フ所カラ實ハ其ノ東京府下ニ專門學校ヲ置カケレバナラヌト云フノハ、何カ理由ガアルノデアリマセウカト云フ疑ヲ起シマシテお尋ヲ致シマス、ソレカラ尙學校ノ新築ノコトニ就イテ承リタイハ他デモナイガ、既ニ工部大學校デアリマスガ種々變革モアルデアリマセウガ、此ノ工部大學校モ今日ノ場所ニ移ラレタト云フノハ、何ニカ矢張大學ノ部内ニソレノ各專門大學校ヲ建築サレタハ便宜上ノ爲ニ移サレタ譯デ御坐リマセウカ、何カソレニ理由ガアツテデアリマセウカ、私共ノ素人考ニハ斯ノ如ク大學校ノ立派ナ建築ガアリナガラ、殊更移サナケレバナラヌト云フ理由ハどう云フコトカラ起ツツカ、沿革ヲ詳シク知リマセヌガ唯然ウ云フ感情ヲ起シマシタ、起シマスガ尙一緒ニ集メナケレバナラヌト云フハ便宜上ガアル譯デアリマスカ、例ヘバ今日臨時部ノ第一款ニアル所ノ高等商業學校ト云フ

様ナモノモ、或ハ其ノ大學ノ部ノ内ニ新築ニナル方ガ、取締上トカ  
其ノ他ニ便宜デアリマセウカ、然ルニ場所ハ獨立シテ殊更臨時部ノ  
方デ新築ニナルト云フ様ナコトガアルガ、どう云フ譯デ簡様ナコト  
ニナルノデアラウカ、簡様ナ疑ヲ起シマシタ、是ニハ定メテ種々ノ  
……唯私共ハ外形上ノコトヲノミ目ヲ著ケテ考ヘルノデアルカラ、  
斯ノ如キ疑ガ起ルノデアリマセウカ、本省ノ目的ト云フモノハどう  
云フ譯デ簡様ナ事ニナツタノデアリマセウカ、ソレヲ概略承リタ  
イ、尙高等中學校ノ事ニ連レテ居リマスカラ今一應承リマスガ、今  
日全國各府縣中學校ノ興廢ノ模様ハどう云フモノデアリマセウカ、  
昨年ノ通常府縣會ニ於キマシテ或ハ廢シタ校モアリ、又ハ更ニ興ス  
場所ガどう云フ都合ニナツテ居リマスカ、其ノ邊ヲ參考ノ爲ニ承ツ  
テ置キタウ御坐リマス

政府委員(文部次官辻新次君) 此ノ學校ノ場所ノコトニ就キマ  
シテハ、段々沿革上カラシテ……大學ノ興リマシタノモ、舊幕ガ醫  
學所、昌平校、開成學校杯ト云フモノヲ拵ヘ置キマシテ、ソレガ段  
々變化シマシタノダラウト思ヒマス、最初大學ヲ置ク時ニモ詰リ此  
ノ東京ハ大政府モアリマスシ一體便利……ソレカラ隨分此ノ大學ノ  
如キモノハ大切ノモノデアリマスカラ、餘程文部省ノ出來ヌ前カ  
ラ、直接ニ政府ニ於テヤツテ參ラナケレバ、充分デナカラウ、一時  
鴻ノ臺ヘ移スト云フ様ナコトモアリマシタケレドモ、却ツテソレデ  
ハ餘程費用杯ニモ關係シマスシ、ソレカラ勿論大學ハ一ツデ止ラヌ  
以上ハ他ニモ若シ置クコトニナレバ、どノ場所ニ置クカ知リマセヌ  
ガ、日本デーツ置クナレバ東京ニ置クノガ便利ト云フコトダラウト  
思ヒマス、ソレカラ商業學校、工業學校モ然ウ云フ様ナ成立カラ興

ツテ來マシタ、先刻ノお問ノ通り少年子弟ハ、成丈然ウ都下ニ住マ  
ヌコトヲ勉メル譯デアリマセウケレドモ、又學校ノ都合ニ依ツテハ  
其ノ方ニハ利益ガアリマシテモ、教育上ニ取ツテ大變ノ不利ガアル  
様ナコトデ東京ニ置クコトニナリマシタノデス、併シ高等中學校杯ヲ  
置ク時ニハ餘程時勢モ變ツテ來マシ、殊ニ高等中學校ト云フモノハ  
一ツノ専門デ御坐リマセヌカラ、矢張り地方ニモ置キ易ク、中ニハ  
工業學校杯ニモなか／＼東京ヲ離レバ、あれ丈ノ裝置ハどうカト思  
ヒマス、今日ノ有様デハ商業學校モ然ウダラウト思ヒマス、尤大阪  
杯デ言ヘバ然ウ往カヌコトハ、アリマスマイガ、前カラノ沿革ガア  
リマシテ置イタコトダラウト思ヒマス、ソレカラ此ノ工科大學ヲ所  
謂今日ノ大學ノ在所ノ本郷ニ移シマシタコトハ是ハ餘程便利デ、  
詰リ平日ノ經費モソレガタメニ餘程減ラスコトモ出來マセウシ、ソ  
レカラ教官ノヤウナモノモ兼ネラレマスシ、又器械杯モ中ニハ餘程  
外ノ大學ト相待ツテヤルヤウナコトモアリマシヤウ、シテ是ハ一ツ  
ニナリマシタ方ガ生徒ヲ教授スル上、研究スル上且費用ノ上ニモ、  
餘程都合ガ宜シイコトト見込ミマシタ、ソレカラ府縣ノ學校ノ有様  
ハ、餘リ一二年ニハ大キナ變動ハアリマセヌ、大變ニ學校ガ變ルト  
カ新規ニ出來ルトカ云フコトハアリマセヌ、二三年ノ處ハ大ナル變  
化ハナイト御答ヘシテ宜シイト思ヒマス、ソレカラ以前農業學校ト  
カ云フ實業學校ガアリマシタガ、然ウ云ウモノモ近年ハ減リマシ  
タ、又尋常中學校ナルモノハよそウト云フモノハアリマセヌシ、又  
別ニ澤山新規ニモ出來マセヌ、先ツ近年ハ餘リ大イナル變化ハ無イ  
トお答ヘシテ宜シイト思ヒマス

立石岐君(百二十六番) 此ノ特別會計ノ大學校ヲ始め、高等中

學校ニ至ル迄資金歳入歳出ト云フモノガアリマス、是ハ毎年アルモノデアルト思ヒマス、此ノ臨時歳出ノ方デ維持資金支出ト、財産購入トアリマス、此財産購入ト云フモノハ、年々増シテ行クコトデアラウト考ヘマス、此ノ財産購入ト云フモノハ、或ハ公債證書トカ株金トカ、又ハ地所ノ様ナモノヲ買入ルノデアリマスカ、是迄ニモ財産ト云フモノガ出来テアラウト思ヒマスガ、此ノ總高ハどの位出来テ居リマスカ、之ヲ承リタイト思ヒマス

政府委員(文部次官辻新次君) 財産ハ餘程出来テ居ル所モアリマス、諸學校ノ分デ現金ガ十三万五千九百九十六圓餘アリマス、ソレカラシテ整理公債證書ガ六万八千八百五十圓餘アリマス、鐵道公債證書モアリマス、是ガ千二百圓位デス、合計ガ二十三万五千二十圓餘デ御坐イマス、□ラズデ二十四万七千五百餘圓丈ニナツテ居リマス

立石岐君(百二十六番) 山口高等中學校ト鹿兒島高等中學校ガ、此ノ國庫カラ出マス所ノ支出ハナイヤウデアリマスガ、是ハ矢張資金ノ利子カ何カデヤツテ居ルノデアリマスカ、又實際地方ノ負擔ニナツテ居ルノデアリマスカ

政府委員(文部次官辻新次君) 是ハ皆寄附金デアリマス、鹿兒嶋造士請モ山口高等中學校モ、地方稅デハナイノデ、一個人ノ寄附金カラ成立ツテアリマス

立石岐君(百二十六番) 寄附金丈デアリマスカ、又利子杯モアリマスカ

政府委員(文部次官辻新次君) 寄附金デヤリ、又矢張資本モアリマシテ、其ノ利子モアリマス

立石岐君(百二十六番) 其ノ資本ハどの位カ分ツテ居リマスカ  
政府委員(文部次官辻新次君) 分ツテアリマスガ、只今ハ此處ニアリマセヌ

濱野昇君(八十七番) 第一高等中學校デアリマスガ、醫學部ト云フモノヲ千葉ニ置イタト云フノハドウ云フ譯デアリマスカ、ソレカラ醫學部ノ學生ノ臨床患者ト云フモノハどの位アリマスカ、一箇年ノ學事ニ最必要ナル解剖ト云フヤウナ材料ガ御坐リマスカ、其ノ邊ノ事ニ就キマシテ御調ベヲ願ヒマス、ソレカラ第一高等中學校醫學部ニアリマス各縣ノ生徒ノ割合ハどの位デアリマスカ、今政府委員ハ總テ東京ノ方ガ便利ト云フ事ヲ云ハレタニ、故ラニ醫學部ヲ千葉ニ持ツテ行ツテ置イタノハ、どう云フ見込デ置イタノカ此ノ事ヲ伺ヒタイ

政府委員(文部次官辻新次君) 先ツ第一高等中學ノ醫學部ヲ千葉ニ置イタコトヲお答ヘシマス、是ハ何事モ裝置ノアリマス處ヲ見テ、ソレヲ擴充シテ行クコトハ一體ノ都合ガ宜シウ御坐イマス、此ノ近邊デハ千葉ノ醫學部ガ宜シイノデ略ホ器械モアリマスシ、此ノ第一地方デハザツト遠ク行クト名古屋杯モ餘程宜シウ御坐イマスガ、此ノ部内デハ千葉ガ宜シウ御坐イマス、殊ニ千葉ハ餘程あすこニ醫學部ヲ保ツダケノ用意ヲ致シマシタ、總ヘテ創業費ヲ出スト云フ様ナコトデアリマシタ、デアリマスカラ一體此ノ近邊デハ千葉ニ置イタ方ガ宜シイ、ソレカラ病人モ可ナリ多クアリマシテ、前ノ目的通り都合ヨクナツテ居ラウト思ヒマス

濱野昇君(八十七番) 病人ガ可ナリ多クデハ往カナイノデアリマス、どの位デアリマスカ

政府委員(文部次官辻新次君) ソレハ直クお話しレバ分リマス

濱野昇君(八十七番) どれ丈ノモノデアリマスカ、四年學科ノ中一年臨床科ヲ置ク、此ノ臨床講義ヲ聽イテ醫若ガ出來ルカどうか、取調べテアリマスレバソレダケヲ……

政府委員(文部次官辻新次君) ソレハすツカリ出來ル様ニナツテ居リマス

濱野昇君(八十七番) ソレカラ裁判醫學杯ヲヤツテ居リマスカ、是ハ千葉デヤツタコトガアリマスカ、其ノ事ヲ併セテ承ツテ置キマス

政府委員(文部次官辻新次君) 是レハ解剖ノ數トカ、今ノ一年ノ間ニどの位ノ患者ノ數ヲ持ツカト云フノハ、數デアリマスカラ書イテ上ゲタ方ガ宜シイト思ヒマス

奈須川光實君(百五十一番) 第二款ノ高等中學ノ事ニ就イテ……先ヅ此ノ高等中學ヲ各地ニ設ケルト云フニ當リ、莫大ナ寄附金ヲ政府ハ爲サシメタト云フガ、其ノ代リトシテ高等中學校所在地ニハ尋常中學校ヲ設ケテ、高等中學校ノ豫科ト云フ様ナモノヲ設ケテ、尋常中學ト云フ様ナ生徒ヲ養ツテ居ルト云フコトデアリマス、最ウ一ツハ豫科ト云フモノハ尋常中學ト同科程デアルモノカ、是等モ元設ケルニ於テ必要ノナイ様ナモノデアリマス、然ルニ尙ソレヨリ一層卑イ補充科ヲ置イテ、然ウシテ生徒ヲ補充シテ居ルノハ何等ノ必要カラ起ツタモノデアリマスカ、詰リヲ云フト補充科ハ尋常中學校以下ノモノト云フ感情ヲ起シマスソレハどう云フ理由ガアツテ、どう云フ必要カラ起ツタモノデアリマスカ承リタイ

政府委員(文部次官辻新次君) 高等中學ヲ建テルト云フノハ、

凡場所ヲ指定シマシテ然ウシテ其處ノ土地ノ希望ヲ採ツテ獻金サセマシタ、ソレハ創業費ニ、併シナガラソレヲ以テ尋常中學ヲ拵ヘルト云フノハ然ウ云フ事實デアリマセヌ、尋常中學ハ決シテ各府縣ガ拵ヘナケレバナラスト云フコトニハナツテ居リマセヌ、各府縣ガ拵ヘ得ルダケデ勢高等中學杯ガ出來マシテ、高等中學ハ一體ノ組立ハ、高等中學ノ本科ガ二年、豫科ガ三年、其ノ豫科ハ尋常中學校ノ五年ノ上、三年ノ分ニ當リマスノデス、ソレデ此ノ豫科ハマダ中々今日ノ處デハ矢張ナケレバルマイト思ツテ居リマス、ソレカラ然ウ云フ譯デアリマスカラシテ、詰リ云フ尋常中學ノ二年丈ノモノ、用意ガ出來マスレバ、まあ其處ノ土地ノ人ハ結構便ヲ得タル譯デアリマス、其ノ二年位ノモノハ又高等中學ガアル位ノ場所デ、教官モアリマスシ、總テノモノガ例ヘバ熊本ニ致シマセウ、仙臺ニ致シマセウ、尋常ノ場所デアリマセヌカラ、又中ニハ私立學校ノ宜シイモノモアリマセウシ、是ハ便宜上カラ置カナイノデ、献金ヲシナイカラ置カナイト云フノジヤナイノデス、大抵ソレハ足り様ト云フノデス、熊本ノ如キハ矢張私立學校ガアリマス、又宮城杯ニモ然ウ云フ様ナコトデ、外ニ道モアラウ、ソレカラ金澤アタリニモ現ニ尋常中學校ガアリマス、他府縣ニハ御坐イマセヌガ……ソレカラ今日ノ場合デ、此ノ豫算ノ外ニ補充科カアリマス、是ハ丁度此ノ高等中學ヲ起シタ際ニハ、何分ニモ創業ノ始デアリマシテ、然ウ上ノ生徒許リガ餘計來ルト云フ譯ニ行キマセヌ、故ニ便宜上デ置キマシタ譯デ、是ハ決シテ置クベキ品デアリマセヌ、ソレ故ニ只今マデモ此ノ補充科ハ矢張一年丈ノ等級ガ……どふシテモ補充科ニ入レニヤナラスト云フコトヲ能ク詮議シテ然ウシテ一年科ニ便宜を與ヘテ置イタ

ルコトデアリマス、所ガ幸ナルカナ本年カラハ各高等中學トモ……尤昨年マデモ外ノ學校ハ出來テ居リマシタガ、第二モ第五モ當年カラハ本科ガ出來マシタ、所謂高等中學ノ本科ト云フモノガ當年七月カラ揃ツテ參リマシタ、然ラバ最ウ此ノ補充科ノ様ナモノハ追々要ラヌコトニナリマセウト思ヒマス、補充科ガ全ク便宜上デ此ノ創業ノ際デ、どうシテモ置カニヤナラヌ譯デ置イタノデアリマス、是ハ始終置クベキモノデハナイノデス、豫科ハ矢張當分ナケレバナナリマスマイト思ヒマス

菅了法君(六十一番) 先刻木暮武太夫君カラお問ヒガ御坐リマシテ、又お答ガ御坐リマシタ、此ノ高等中學校ノ事ニ就イテ、其ノお答ヲ尙一層進メテ御説明ヲ請ヒタイト思ヒマス、高等中學校ニ段々専門ノ學科ガ置イテアル、法學ダノ、工學ダノ、醫學ダノ置イテアルガ、是ハどう云フモノデアルカ、大學ノ豫備デアレバソレニ及バナイモノデアラウト云フお尋デアリマシタレバ、お答ハ高等中學ト云フハ大學ノ豫備ノ爲ノミデナイ、即此ノ實業生ヲ育テネバナラヌト云フ必要ガアルニ依ツテ立テタモノデアアル、是丈ノ御説明デ御坐リマシタガ、其ノ必要ガアルト云フノハ、どう云フ必要デ御坐リマスルカ、例ヘハ此ノ法學ノコトデアレバ、司法省ニ於テ監督シテ居ル民間ノ法學校モアリ、既ニ之ニハ補助金モ與ヘテアルト云フコトガ一方ニアリ、又ハ工學デアレバ既ニ工業學校モアル、既ニ醫學ノコトナレバ、内務省ニ於テ年々試験ヲシテ、民間ニ於テ修業ヲシタ醫學生ヲ試験シテ、之ニ及第スル者モ年々數百名アル所、此ノ上ニモ文部省ニ於テ高等中學ヲ建テ、ソレラノ學生ヲ仕立ネバナラヌト云フ必要ハ、今ノ民間ノ學校デ育テ、アル學生ガ、尙此ノ數ガ

足りナイノデアアルカ、又ハ學科ガ恐ロシク低ウテ、どうモ氣ニ喰ナイト云フノデアアルカ、どう云フ必要ガアツテ、果シテ此ノ高等中學校ト云フモノガ、法學工學其他ノ専門學ヲ教ヘネバナラヌト云フ譯ニナツテ居リマスカ、其處ヲ最ウ一層明瞭ニ御説明ヲ願ヒマス

政府委員(文部次官辻新次君) 高等中學ノコトハ極簡單ニお話しマシタカラ、少シ混雜致シマシタロウガ、高等中學ハ今ノ實業ニ就クモノト及高等ノ學校即大學ナレバ大學ニ這入ル者ヲ拵ヘルノガ即高等中學デス、ソレデソレハ同時ニ行ク譯ナンデス、最ウ一ツ外ノ高等中學校ニハ、法科ナリ、工科ナリ、醫科ナリ置クコトニナツテ參リマスノデス、是ハ大學ヘ行クモノトハまるデ縁ガ違フノデアリマス、大學ニ行キマスノト實業ニ就クモノトハ、尋常中學ガ五年デアリマス、其五年ヲ仕舞ツテ尙二年ヤリマシテ、然ウシテ高イ學校ヘ行クやつト、行カヌやつトアリマスカ、今ノ法科ダノ、醫科ダノハ、其ノ上ノ二年ハヤリマセヌ、丁度尋常中學校ヲ終ツタ所デ、直クニ専門ニ行クノデアリマスカラ、是ハ試験ヲ受ケテ大學ニ行クヌト云フ譯デハアリマセヌガ、先ヅ大學ニ行クベキモノデハナイノデス、其處ダケヲ仕上ゲテ仕舞フノデアリマスカラ、ソレデ當リ前ノ高等中學ハ其ノ分科ヲ置カナケレバ、高等中學ハ尋常中學ヲ終ツテ二年ヤリマシテ、其ノ二年ヤルノハ別ニ區別ガナイノデ、實業ニ就ク者ト大學ニ入ル者トヲ一緒ニ育テ上ケルノデアリマス、其ノ外ニ高等中學ニハ別ニ分科ヲ置クモノト、斯ウ御覽ニナレバ能ク分リマセウト思ヒマス、ソレガ今ノ醫科ダノ、工科ダノデス、ソレデ其ノ醫科ヲ置カナケレバナラヌト云フコトハ、凡ソ矢張醫師ノ數杯ヲ見マシテ、どうシテモソレ丈ノ用意ヲシナケレバナラヌト云フノ

ハ、一體此ノ醫學校ハ各府縣ニアツタ位ノ有様デアツタデス、所ガ餘程費用モ上リマスシ、且小サナ部分デハ充分ナコトガ出來マセス、ソレデ段々世ガ進ムニ從ツテ、醫學ノヤウナモノモ進ンデ行カナケレバナリマセヌ、殊ニドノ専門ヲヤリマスニモ、一ト通りノ普通教育ヲ與ヘテ、然ル後専門ノ學問ヲシナイト、完全シタト云フ譯ニ行キマセヌカラ、斯フ云フ者ヲ拵ヘナケレバナラス、大學ヘ行クモノハ、今お話シタ通り尋常中學ヲ終リテカラ、高等中學ヲ二年やツテ、ソレカラ又四年掛リマス、大變然ウ云フ者トハ違ヒマス、又ソレダケノモノデ、今日ノ醫師ヲ例令バ試験デ及第スル者ガアリマシテモ、充分ニ充タスコトハ出來マセヌ、醫科ノミナラズ今お話シタ通り、普通教育ヲシタ上、尙専門ノ醫學ヲシタ者ガ、大學ニアラズ、又低イモノニアラズ、中等ノ醫師ヲ拵ラヘナケレバ、衛生上差支ガ起ラウト斯フ云フコトデ醫學部ヲ置キマシタ、其ノ醫學部ヲ置イタトキニハ、丁度各府縣ノ分ハ無クナリマシタ、ソレ故ニ府縣デヤツテ居ル程ノ人數ニハ行キマセヌノデス、ソレカラ法學部ヲ置キマシタノモ、段々司法官其ノ他代言人ノ様ナモノガ矢張大學ノ數丈デハ應ジキレヌデス、是モ今お話シ申ス通り亦高イ所ガ要リ又矢張普通教育ヲシタ上ニ法學ヲシタモノガ必要デアルノデ、然ウ云フモノヲ置キマシタノデ又私立學校モアリマスガ、ソレ丈デハ未ダ充分ニ人數モ足りマセヌカラ斯フ云フコトデ必要上カラシテ、京都ニ置クコトニナツタノデス、ケレドモ各高等中學ニ是非分科ヲ置カナケレバナラヌト云フノデナイノデス、置キ得ル丈デスカラ必要ヲ見タ場合ニハ、外ニモ置ク場合ガアルカモ知レマセヌ、又有ルモノヲ減ラス場合モアルカ知レマセヌガ、今日ノ所デハ、先ツ此ノ關西地方

ナドニ一箇所拵ヘナケレバ、充分ニ其ノ需用ヲ充タスコトハ出來マセヌ見込デアリマス

加藤六藏君(二百四十七番) 私モ一ツ伺ヒタイ第一款第七項デアリマス……(以下聽取スル能ハス)

政府委員(文部次官辻新次君) 何處デスカ

加藤六藏君(二百四十七番) 文部省所管ノ萬國測地學協會費デス

政府委員(文部次官辻新次君) 今一應

加藤六藏君(二百四十七番) 此ノ協會ニ加盟シタコトニ就イテお尋ネ致シマス、即其ノ協會ト云フモノ、成立ノ大意ヲ承ハリタイ、然ウシテ六百圓ト云フモノハ、何年頃ヨリ此ノ會ニ出シテ居リマスカ、然ウシテ將來何時迄年々出スノデアリマスカ、之ヲ承ハリタイ、其ノ次ハ第二款ノ第十二項ノ東京音樂學校デアリマスガ、今日隨分地方ト云フモノハ負擔ノ重キニ苦シミ生活ニ困難スルモノガ多イ、然ルニ音樂學校等ニ一万二千圓モ使フノハ何ノ爲デアリマスカ、加之昨年ヨリハ二千四百圓モ増シタト云フノハどう云フ譯合カ、其ノ必要ノあらましヲ承ハリタイ、然ウシテ此ノ音樂學校ノ生徒ノ數ト云フモノハ、幾許デアルカ序ニ承リタイ、且此ノ生徒ト云フモノハ、或ハ如何ナル人デアルカ、其ノ人ニ取テハ必要ガアルカモ知レナイガ、音樂學校ノ生徒ハ、どこノ縣カラ多く出テ居ルカ、或ハ東京ノ人……どこノ府縣カラ出テ居ルカト云フコトヲ承リタイ、今一ツ序ニ願ヒタイハ、臨時費ノ方ノ獨逸學會ノ項デ御坐リマスガ、獨逸協會學校ノ補助ト云フハ、是ハ當年ハ御坐リマセヌガ、明治廿三年ニ於テハ七千圓ト云フモノヲ補助シテアルト云フコトガ

アルガ、當年ハナイカラシテ如何ニモ不必要ナ質問ノヤウデアリマスガ、此ノ獨逸協會學校ニ付キマシテ司法省デ明治廿三年ニ貳万圓ト云フモノヲ補助シテ居リマス、然ウシテ當年ハ大分……カラシテヤラナクテモ好イト云フコトデ御坐リマスガ、明治二十三年ヲ見レバ、司法省デ二万圓、文部省デ七千圓ト云フモノ、補助ヲ受ケテ居ルカラ、合シテ二万七千圓、之ヲ月割ニシテ見ルト一箇月二千餘圓ニナリマス、二千餘圓ヲ以テ一人ニ付一圓ノ授業料ヲ取ルト見マスレバ、二千人ノ生徒ト云フモノガ、其ノ學校ニ保險附ノ生徒ガアルト同ジコトデアリマスカラ、箇様ナコトノアツタ以上ハ、一寸質問セネバナリマセヌ、誰デモ箇様ナ有様ナレバヤリサウナ話デ御坐リマス、充分一己ノ學者ガ骨ヲ折ツテソレヲヤツテモ、中々生徒ノ出來ルモノデハナイ、假令バ例ヲ擧ゲルモ如何カハ知リマセヌガ、慶應義塾トカ同人社トカ云フモノハ、即二十年モ三十年モ骨ヲ折ツテ、千辛万苦シタ所ガ中々二千人所デナイ、千人ニモ滿タナイ、ソレニ唯如何ナル譯カハ知リマセヌガ、文部省デ七千圓、司法省ニ於テ貳万圓ヲ補助セラル、ニ於テハ、學者ノ生活ノ爲ニ隨分職業ニナリマスガ、然ルニ當年ニアリマシテハ何故司法省ニテ二万圓、文部省ニ於テ七千圓ノ補助ヲ止メラレタノハ、今日政費節減ノ趣意カラシテ廢セラレタノデアリマスカ承リタイ、然シテ又何年カラ之ヲ補助シテ行ツタト云フコトヲ承リタイト云フモノハ、過去リタルコトデハアリマスガ、ソレニ就イテハ本員ハ文部省ガ學事ニ就イテノ方針如何ヲ察スルニ充分デアリマスカラシテ委ハシク承ハリタイ

政府委員（文部次官辻新次君） 此ノ万國測地協會ハ伯林ニアリマシテ、十九年カラ開ケテ居リマス、廿一年カラシテ加盟シマシタ

ンデ、獨文部省計リデナク此加盟ハ此ノ利益ヲ受クル丈ノ各省ガ、協議ヲシテ這入ツテ居リマス、能ク覺ヘテハ居リマセヌガ、陸海軍、農商務、文部杯ガ這入ツテ居リマス、ソレデ此ノ性質ハ教育……學術ノヤウナ性質デアリマスカラシテ、文部省ガ主トナツテ加盟ヲシテ居マス、是ハ餘程學術上僅ナ金ヲ出シテ居ツテ、益ハ多イ譯デアリマシテ、其ノ何年ト云フ事ヲ先キヲ極メテ居ル事ハナカラウト思ツテ居リマス、併シ確カニ記憶シテハ居リマセヌ、ソレカラ東京音樂學校ハ、音樂教師音樂ノ教員ヲ養成スル目的デアリマシテ、是ハ教員ノ方ハ小學校ヲ初メ此ノ唱歌が這入ツテ居リマス、又此ノ唱歌ハ一體ノ教育ニ必要デアリマシテ這入ツテ居リマス、之ヲ教ヘ之ヲ導イテ行テ行く人ガナケンニヤナリマセヌカラシテ、ソレヲ拵ヘル、最ウ一ツハ音樂師ヲ拵ヘル、此ノ音樂ハ段々必要ナコトデアリマセウガ、國ノ品位ヲ高メルトカ、風俗ヲ美ニシテ行クト云フヤウナコトニハ、餘程音樂ハ力ノアルモノト云フ譯デ御坐リマシテ、ソレニ當ル人ヲ拵ヘナケリヤナリマセヌ、殊ニ從來ノ日本ノ音樂ト申シマスモノハ、隨分改良シナケリヤナライ品ガ多イ譯デアリマスカラシテ、ソレ是必要ヲ見テヤリマシタノデス、ソレカラ生徒ノ數ハ本科生ガ六十三人豫科ガ十七人、撰科生ガ二十七人、研究生ガ三人デ都合七十六人デアリマス、現在……ソレカラ此ノ獨逸協會學校ヘ補助シマシタノハ、何年カラデアリマシタカ、一寸充分記憶シマセヌガ、確カ三年許リダト思ヒマス、是ハ最初文部省ガ與ヘタモノデハアリマセヌガ、教育事業ノコトハ事業ト俱ニ文部省ニ引繼イデ參リマシタガ、之ヲ與ヘルノハ先ツ一體ニ獨逸ノ學術ヲ取ルニハ、余程汲々トシタ譯デアリマシテ、必要上カラシテ之ヘ政府ガ與ヘタ

コトト思ヒマス、併シナガラ段々此ノ獨逸ノ學問モ開ケテ參リマ  
ルシ、文部省ハ遂ニ補助スルノ必要ガナイト云フコトデ之ヲ止メテ  
仕舞ヒマシタノデ……先ツ大要ハソシナコトデ御坐リマス

宮崎榮治君(四十六番) 第二款ノ事ニ就キマシテお尋ネ致シマ  
ス、高等中學校ニ對シマスル政府ノ支出金ハ餘程各學校トモ、金高  
ガ違ツテ居リマスガ、ソレハ全ク生徒ノ員數等ニ從ヒマシテ多イト  
少ナイトアルモノデアツテ、是等ノ各學校ニ置キマシテ、教科ニ至  
ツテハ同一ノ程度デアラフト思ヒマスガ、果シテ左様デ御坐リマス  
カ、其ノ教科ノ程度ガ同一ナルモノトシマスレバ、是等ノ高等中學  
校ニ於キマシテ、卒業後ノ好果ニ至リマシテモ、同一デアラウト思  
ヒマスガ、如何デ御坐リマスカ、是迄ノ處デ聞ク所ニ據リマス、  
第一高等中學校ヲ卒業致シマス者ト、其ノ他ノ高等中學校ヲ卒業致  
シマシタ者トノ區別ガアルヤウナコトガアツタト承ハツテ居リマス  
ガ、其邊ハ實際ノ有様及將來ノお見込ヲ承リタイ

政府委員(文部省辻新次君) 此ノ費用ノ違イマスルノハ、第一  
ニ生徒ノ數ニ依ツテ居リマスルケレドモ、ソレノミデハアリマセ  
ヌ、第一第三丈ハ高等中學校ト云フコトニ名ガ變ツタノデ、ザツト  
前カラアリマシテ、其ノ沿革モ幾分カ含シテ居リマスガ、外ノ方ハ  
大抵新ラシク拵ヘタノデ、生徒ノ數ニ凡依ツテ居リマス所ガ、土地  
ト……東京トノ遠近杯デ生徒ガ幾人丈ト云フ其ノ割合ニ丁度同ジヤ  
ウニ行クト云フ譯ニハ詰リ行キマセヌノデ、一寸云ヘハ熊本デ、教  
官ヲ一人東京カラ呼ヒマスニモ、仙臺デ呼ヒマシヤウナ譯デ、僅ナ  
旅費デハ行キマセヌ、そんなヤウナコトデ色々ナ關係カラシテ多少  
ノ違ガ起ツテ居リマスガ、矢張學校ノ太イト細イトト極タノデア

リマスカラシテ違ツテ居リマス、大體ハ生徒ノ數ニ依ツタト云フ答  
デ宜シカラフト思ヒマス、ソレカラ高等中學校ヲ卒シタ者ニ就イテ  
差別ガアルカト云フコトデアリマスケレドモ、優劣ハナイ譯デアリ  
マス、勿論外ノ高等中學校カラシテ、高等中學ノ本科ヲ卒ツテ參リ  
マシタト云フモノハ、誠ニ少ナフ御坐リマス、何ントナレバ先刻モ  
述ベマシタ通り、第二第五ノ如キハ、初メテ當年本科生徒ガ出來マ  
シタノデ、ソレ故ニ二年ヲ經ナイト大學ニハ參リマセヌノデ、第四ダ  
ノ第三ダノハ、最早今日マデ一二年モ送ツテ居リマスガ、決シテ送  
ツテ居ルノハ矢張高等中學ヲ卒リマシタノハ、大學ニ這入ツテ居リ  
マス、其ノ生徒ノ數モ分ツテ居リマス、其ノ高等中學ヲ卒ラズニ出  
テ來タモノハ違ツテ居リマスガ、卒ツタモノハ同ジモノデ御坐リマ  
ス

安田愉逸君(二百八番) 二百八番モ一寸お尋致シマス、第一款  
第六項ニ就キマシテ學生貸費ノコトデ御坐リマス、其ノ學生貸費ニ  
於キマシテハ、前年度中ニ前年度ノ學生貸費ト云フモノヲ廢セラレ  
タカラシテ、本年カラ五十五圓國庫ノ負擔ヲ輕フシタト云フコトデ  
御坐リマスガ、然ルニ此ノ本年度ハ又此ノ學生給費ト云フモノニ於  
キマシテ、三百四十圓ト云フモノヲ特ニ設ケラレタ、其ノ目ノ二項  
ニ掲ゲテアリマスノハ、中學校等教員養成ノ目的ヲ以テ帝國大學々  
生ニ給費ヲ給與スルト云フ所カラシテ、此ノ項ガ新ニ出來タト書イ  
テ御坐リマスカ、此ノ學生貸費ヲ廢セラレタ趣意ハ、一體政費節減  
ノ爲デ御坐リマスカ、若クバ然デナクテ此ノ貸費ヲ望ム者ガナカツ  
タカラシテ、之ヲ廢スル譯デ御坐リマスカ、其處ヲ一應承ハリたい  
御坐リマス、若シ此ノ貸費ヲ願出タ者ガアルニモ拘ハラズ、政費節

減ノ爲ニ此ノ貸費生ヲ廢サレタモノト見マスレバ、殊更ニ廿四年度ニ於テ、學生給費ヲ設ケラレタル趣意トハ矛盾スルデハナイカト思ハレマスガ、矛盾スルコトハ御坐リマスマイカ、ソレガ第一ノ問デ御坐リマス、第二ニハ此ノ第二款ノ第三項ニアリマスル女子高等師範學校ノ校長ハ、是迄他ノ官廳カラ兼任シテ居ツタケレドモ専任校長ヲ要スルカラシテ、二千圓ノ増加ヲ要スルト云フコトガ原案ニ出テ居リマス、ソレカラ又同款第十一項ノ東京美術學校ニ於テハ、從來校長ハ文部省ノ高等官ガ兼任シテ居ツタカラシテ、専任校長ハ要ラナイケレドモ此ノ處デハ是非専任校長ヲ要スルカラシテ千八百圓ヲ要スルトアル、又十二項東京音樂學校ニ於テモ從來ノ校長ハ兼任ヲ止メテ、今度ハ更ニ専任校長ヲ要スルカラシテ、二千四百圓ヲ要スルト云フコトデ御坐リマスガ、右三ツノ學校ニ於キマシテハ是迄他ノ高等官ヲ以テ校長ノ任ヲ盡クサレマシテ、本年度ヨリ此ノ三ツノ學校トモ恰モ言合シタ如クニ、専任ノ校長ヲ要サレル理由ハどう云フモノデアリマセウカ、他ノ高等官ニ於テ是迄ノ様ニ兼任サレテハ不都合デアリマセウカ、之ヲ一應承リタイ、其ノ次ニ伺ヒタイハ音樂學校ノ部デ御坐リマスガ、只今音樂學校ニ就キマシテハ或議員ノお尋モアリマシテ、又答辨モ御坐リマシタケレドモ、尙本員ハ此ノ東京音樂學校ノ……音樂學校ノ要求額ハ一万二千九百二十二圓デ御坐リマシテ、昨年ニ比シマスレバ二千四百圓ノ多額デアリマス、從來我邦ニ於キマシテハ音樂ノ如キモノハ、單ニ人ノ耳目ヲ怡バセルモノ如キモノデ御坐リマシタ、成程文明ノ今日ニナリマシテハ幾分か必要ガ御坐リマセウ、併シ此ノ音樂ヲバ研究ノ爲ニ、一万圓以上ノ國庫ノ負擔ヲ要ス價ガアルカナイカト云フハ、豫算上我々が

ニ熟考シナケレバナリマセヌガ近來文部省ノ趣意ニハ三ノ趣意ガアルト聞イテ居リマス、即學問スルニハ德育、智育、或ハ體育ト云フ三ツヲ趣意トシテ教ヘルト云フ、抑々此ノ音樂ハ德育ノ爲テ御坐リマセウカ、若クハ智育ノ爲デ御坐リマスルカ、或ハ體育ノ爲デ御坐リマスルカ、文部省デハ如何ニ此ノ音樂ヲ見ラレテ居ルカ、ソレヲバ承リタイ、尙最ウ一ツ承リタイハ此ノ高等中學ノコトデ御坐リマス、此ノ高等中學中第二、第三、第四、第五、此ノ高等中學ヲ始メテ新設セラレマシタハ、故森文部大臣即森有禮氏が現ニ文部大臣ノ地位ニ出ラル、ヤ、間モナク此ノ學校……的ニ起サレタ、且又高等中學ヲ置く趣意ニ就キマシテハ、各地方議會ノ意見ヲ問合サレタコトモナイ様ニ考ヘル、只專斷的ニ東京、大阪、西京、熊本、石川ト云フ如キニ新設セラレタモノノ様ニ思ヒマスガ、果シテ然ウデ御坐イマセウカ、然ウデナイト云フ反證ガアレバ承リタウ御坐イマス、又此ノ高等中學ヲ置カレタル以後、學事上ニ來シタル所ノ進歩ハ之ヲ置カレザル以前ニ比シマスレバ、如何ナ違カアリマスカソレヲ承リタイ、尙此ノ聞ク所ニヨレバ高等中學ガ五ツアリマス、時ニ大概生徒ハ東京ノ第一高等中學ヲ望ンデ這入ル、他ノ所ニハ餘リ這入ラナイト承ツテ居リマスガ、然ウ云ウ傾ガ御坐リマスガ、ソレモ併セテ承リタイ、是文デ御坐リマスどうゾ辯明ヲ願ヒマス(最ウヨイノカト呼ブ議員アリ)

政府委員(文部次官辻新次君) 貸費生ヲ廢シマシタノハ、貸費ト云フコトノ貸費マデシテモ生徒ヲ拵ヘナンデヨイト云フ上カラシテ止メタラデス、そんなラなぜ別ニ給費生ト云フモノヲ置クカト云フお問デアリマスガ、是ハ此ノ貸費ト云フノハマあ一寸申シマス

ト、幾分カ見込ガアツテ然ウシテつい少シデモ費用デモ借リナケレバ、其ノモノハ中途ニシテ出来ナイコトニナル、一方じや又教員ナドニ使フ必要ガアルカラシテ、ソレヲ拵へ上ゲレバ使フ便利ガアルト、斯ウ云フ幾分カ性質ヲ含ンデ居リマスガ、最ウ然ウ云フ様ニシテ金ヲ政府デ貸サンデモ、大體此ノ大學ノ學生ナドニハ他ニ望ヲ屬シテ、隨分今日デハ其ノ商家或ハ會社ナドカ貸費スル様ナ有様ニナツテ來マシタガ、ソレデ是ハ止メタンデス、ソレニ他デ然ウ云フ途ガ就キマスカラ、ソレカラ前ニ給費生ヲ置イテスルハ少シ事情ガ違ヒマシテ、近年ノ高等中學、尋常中學ノ有様ヲ見マス、理科ノ教員ト文科ノ教員ト云フハ最請求シマスノデス、イツモ文學士ト理學士ト云フハ、各校ノ求ニ應ズルコトガ出来ヌ有様ガアリマスノデス、ソレカラヤル者モ法律トカ、醫學トカ工科ナドノ方ハやつて居リマスガ、さッぱり文科ヤ理科ノ方ハやり手ガ少イ、ソレデ束縛シテ金ヲ與へテ然ウシテ終ツタ時ニハ使フト云フ約束デ、漸ク二人ヅ、文科ニ二人理科ニ二人ガ、今日ノ有様デ入要ト見タンデス、是ハ今ノ高等中學ノ方ナドハ入要ガ充チマスレバ直グニ止メル品デアリマス、當年あたりノ有様デハ、どうシテモソレ丈ノ需要ニ供給シテやらにや差支ヘルト認メマシタ譯デ、自ヲ性質ガ違ヒマスノデス、ソレカラ先ツ此ノ學校長ノ話ヲ致シマス、エー此ノ女子高等師範學校ハ兼勤デ其ノ便利ヲ得テ差支ガナイコトデアリマシタ、併シ一學校ヲ置イテソレカラ十分ニシヤウト云フニハ、どうシテモ學校長ヲ置カにや——ナラヌト、斯ウ云フ見込デ此ノ學校長ノ給料ヲ要求シマスノデス、ソレカラ音樂學校、美術學校ナドハ略ボ似タコトデアリマシテ、兼勤デどうカ便利ヲ與へテ置キマシタンデスケレドモ、

是ハ追々此ノ官制ナドノ改正デ、餘程本省ノ書記官ニシマセウ參事官ニシマセウ、大分ニ人數ガ嚴シクナツテ一體ノ人モ減リマシタコトデアリマス、ソレカラ學校モ最初出来マシタ時ニハ、却ツテ文部省ガ方針ヲ持ツテ居ツテ、文部省ニ居ル者自身ガヤルト云フハ便宜デアリマスガ、最早略ボ整頓シテ其ノ事業ノミヲ受ケテやつて行クト云フ場合ニハ、又專任者ヲ置ク方ガ詰リ此ノ生徒養成上ニ都合ガヨイト云フコトデ、專任者ヲ置クコトニシマスカラシテ、隨ツテ給料ヲ要求シマスノデアリマス、詰リ云フト學校ニ專任ノ校長ガナケラにや——ナラヌト斯ウ云フ譯デ御坐リマス、ソレカラ此ノ音樂學校ノ必要ハ先刻一應述ベマシタ通り、音樂師ト音樂教員ヲ養成シマス譯デアリマシテ、先刻ノ其ノ德育、智育、體育ノお話ガ出マシタケレドモ、之ヲ直グニ多ク含ンデ居ルカト申シマシタラ、德育ナドノ部ニハ大分ナ近イ事デアリマセウト思ヒマス故ニ、詰リ云フト音樂學校ハ音樂師ト音樂教員ヲ拵ヘル目的ト、お答へ致スヨリ仕方ガナカラウト思ヒマス、ソレカラも一ツハ……

安田愉逸君(二百八番) 一寸述べマスガ、然ウシマスルト音樂學校ノ必要ハ、豫ネテ文部省デ唱へテ居ラレル智育、體育ニハ無關係ナモノト云フお答デアリマスカ

政府委員(文部次官辻新次君) 德育、智育、體育ニ關係ナキモノカト云フお尋……

安田愉逸君(二百八番) 左様

政府委員(文部次官辻新次君) 關係ハアリマセウ、音樂教員ナドノコトハ小學校、師範學校ナドニ要リマスモノデス、ソレデ小學

校、師範學校ナトヲ以テ德育、どれヲ以テ智育ト云フ區域ハ附キマスマイト思ヒマス、授ケル唱歌モ其ノ品性ヲ正シ、父ニ孝ヲ盡セトカ云フ様ナ唱歌ヲ教ヘマスレバ即チ德育ニナリマスノデス

高津仲次郎君(百七番) 只今ノ音楽ノ講釋ノ様ナコトハ御免蒙リタイ

全院委員長(島田三郎君) まだ問答ガ盡キマセス

政府委員(文部次官辻新次君) 中學校ノ位置……

安田愉逸君(二百八番) 高等中學ノ……

政府委員(文部次官辻新次君) 生徒ノコトデスカ

安田愉逸君(二百八番) 只今ノ學校ニ或地方ノ……

政府委員(文部次官辻新次君) 分リマシタ、是ハ文部省ガ全國

ヲ略ボ見計ツテ五ツニ分ケテ、丁度斯ウ云フ處ニ置ク方ガ一體ノ教育上宜カラウ、斯ウ云フ事デ文部デ極メタンデス、丁度ソレヲ極メタ時ノ時代ハ森文部大臣ノ時代デアリマシタ

神野良君(百五十番) 此ノ外國留學生費、是ハ日本政府ニ向ツ

テ外國ノ約束ハ大要如何ニナツテ居ルモノデアリマスカ、又二万二千餘圓ト云フモノハ現員ノ入費丈ノ豫算デアリマスカ、二十四年度ニ新規ニ派遣ニナルト云フ豫算ハアリマスカ、ソレ丈ノコトヲ……

今一ツハ第二款ノ第十三項盲啞學校、此ノ盲啞學校ト云フモノハ僅ニ三千圓ノ金デアリマスガ、ソレ丈ノ金ヲ以テ東京一箇所ニ取ラレルノハ餘程變ニ思フ、又僅ニ一箇所ノモノヲ以テ、全國ノ盲啞ノ教育ヲ普及センコトハ、固ヨリ望ンデ得ベカラザルコトデ、詰リ此ノ東京一局部ノ必要ノ爲ニ設ケテアルモノト考ヘル、果シテ然ルトキハ國費ヲ以テ一局部ニ盲啞學校ヲ設ケルコトハ餘程變ニ思フ、併シ

ナガラ從來是ガ爲ニ成績ガアリマシタモノデアリマセウカ、將今後如何ナル望ノアルモノデアリマセウカ、從來ノコト及ビ將來ニ涉ルコトニ就イテ盲啞學校ノ必要等ヲ承リタイ

今一ツハ追々私立學校中ニハ高尚ノモノガ出來マスコトハ、豫ネテ見聞致シテ居リマスガ、現在ノ私立學校デ高等中學ノ性質ヲ有ツテ居ルモノト、お見定メニナツタモノガアリマスカ、其ノ邊ニ就イテ文部省ノ御見定ノ邊ヲ……

政府委員(文部次官辻新次君) 留學生ハ矢張毎年出シテ行クコトニ成ツテ居リマス、ソレデ此ノ豫算デモ矢張新規ニ出シテ行ク分

ト、前ノモノトノ二ツガ含ンデ居リマス、此ノ今ノ見込デハ四人出ス譯ニナツテ居リマス、——新シク出スモノハ……外ハ往テ居ルモノ、往復ノ旅費、學資ニナル譯デアリマス、ソレカラ海外留學生ノ規則ハ堅ク矢張約束ヲシマシテ、ソレハ此ノ官費海外留學生規則ト云フモノガ出來テ居ルカラ、之ニ當嵌メル譯デ御坐イマス、是ハ留

學生ノ規則ヲ御覽ニ入レマスレバ尙はつきり致シマセウガ、出ストキニすつかり極メテ誓ヲサセマシテ然ウシテ、向フニ往ツとる間モ、不都合ガアレバ、直グニ歸國ヲサセテ相當ノ處分ヲスル、又歸ツタ後ハ文部大臣ガ指命スル所ノ職務ハ、決シテ辭スルコトガ出來ナイ箇條ニナツテ居リマス、ソレハ留學ノ年限ニ倍シ三年ノ留學生ナレバ六年ノ間ハ文部大臣ガ指命スル、ソレカラ他ノ職ニ就クニモ許ヲ受ケナケレバナラヌ規則ニナツテ居ル、其ノ他數箇條アリマス、ソレカラ盲啞學校、此ノ盲啞學校ノ今日文部省ノ有ツテ居リマスノハ、一體此ノ盲啞ノ教育ハ是マデ餘リ就イテ居リマセナンダ、ソレデ一ツハ我國ノ盲啞ハどう云フコトニ教込ンデ見タナレバ、或

ハ生活ヲ得易カラウト云フヤウナコトノ、手本ヲ拵ヘナケレバナラヌ秋ニ當ツテ居ラウト思ヒマス、さう云フ盲啞ノ教育ノ模範ヲ拵ヘルト云フヤウナコトハ、中々一箇人ノ力デ出來ルモノデアリマセヌ、今日ノ盲啞學校ハ一通リノ盲啞ト云フモノハどう云フ鹽梅ニ教育シタラ宜カラウト云フ模範ヲ拵ヘル間ノモノナンデス、我國ノ盲啞ト云フモノハ、斯ウ云フ風ニ教育シテ行ケバ、生活ノ道ヲ得ラレルト云フ一ノ研究ガ付キマスレバ、又世間デモシマセウシ、慈善家ナドモ拵ヘテ行キマセウ、實ハ今ノ間ハ盲啞教育ノ研究中デアル、併シナガラ大分近頃發明ガ出來マシテ教育ヲナスコトガ出來マス、然ウ云フ間ハどうシテモ、文部省ガ有ツテヤラネバナラヌト云フ考デアル、ソレカラ今迄盲啞學校ト云フモノハどう云フモノデアッタカト云ヘバ、大分慈善金カラシテ出來上ツテ相應ノ資本ガアリマスノデス、其ノ資本ニ幾分ノ補助ヲスレバ、大抵研究スルニ足リルト云フ上カラシテ、當時ノ所ハ持ツテ居リマスノデス、三千圓デ出來マスノデス、其ノ他ハ其ノ學校ノ資本金ナドガアリマスカラシテ、コレコレ辨ズル譯デ、盲啞學校ヲ文部省ガ有ツテ居リマスル譯ハ、今日ノ處カラ參リマス、盲啞教育ノ模範ヲ取ルコトヲ研究スルコトニ爲ツテ居リマス

(此ノ時會長々々ト呼ブ者アリ)

全院委員長(島田三郎君) マダ問答中デ御坐イマスカラ之レヲ終リマシテ……

政府委員(文部次官辻新次君) ソレカラまだお諮ガアリマシタカ

神野良君(百五十番) 私立學校……

政府委員(文部次官辻新次君) 私立學校ノ事ノヤウニ聽込ンデアリマシタ……、高等中學位ナモノガアルカ、と云フヤウなお詞デアリマシタト私ハ承リマシタガ、純粹ノ高等中學ハナイト申スヨリ外ニ致方ガナカラウト思ヒマス、即専門ノ一部分ノ學科ニ至ツテハ、可ナリ高尚ノ學科ヲ教ヘル所ガアリマスガ、高等中學モ詰リ普通教育デアリマスカラ、程程學科ナドガ普通教育ノ全科ヲ揃ヘマセヌデハ成リマセヌ、故ニ高等中學ノ全學科ヲ揃ヘテ居ル所ハ無カラウト思ヒマス、併シナカラ或ル部分ガ高等中學ニ同ジ位ナ丈ニ往ツテ居ルカト云フニ、勿論ソコ丈ハ同ジ丈ニ成ツテ居ル學校モアリマセウ、ケレドモ高等中學ト云フヤウナ全部ノ揃ツタモノハアリマスマイ、私立學校ノ中ニハ……

全院委員長(島田三郎君) 本日ハ是デ會ヲ終ラナケレバナラヌ必要ガ御座リマス、デ今日ハ是デ終ル事ニナリマス、ソレハ先刻議長ヨリ申シタ通り點燈ノ都合デアリマス、此ノ室丈ハ點燈ガ出來マスガ他ノ各課ハまだ出來マセヌ、ソレデ時間ヲ引上ゲルト云フ事ハ、今日ハまだソレヲ實行スルヤ否ヤト云フ事ハ定メテ居リマセヌガ、事實ノ必要カラ茲ニ點燈ノ時ニ迫リマシタカラ議長ノ復席ヲ請ヒマス、然ウシテ質問ノ件モまだ澤山アリマスレバ明後日ニ譲リマスガ、一二ノ質問デアリマスレバ、今日ハ政府案ニ對スルノ質問ハ是デ終リマシテ、明後日カラ査定案ニ移リマス

鹿島秀磨君(三十一番) 最早終結ト考ヘマス

全院委員長(島田三郎君) ソレデハ例ニ依リマシテ、明後日カラ査定案ニ移リマス

同三十一日全院委員會ノ續キ

全院委員長（島田三郎君） 是ヨリ全院委員會ノ前日ノ續ヲ開キマス、査定案ニ對スル文部省ノ部ノ質疑會デ御坐イマス

此ノ際御報道致シテ置キマスルコトハ、過日此ノ省ト連帶シテ外務省ト考ヘマシタガ、農商務ト外務省トノ關係ノ地所ノ賣買ノ質疑デアリマシタガ、赤坂榎町地所拂下ニ關スル書類……此ノ書類ガ廻附ニナリマシタカラ、矢張例ニ依ツテ談話室ニ備置キマス

阿部興人君（二百五十七番） 本員ハ査定案ノ……

全院委員長（島田三郎君） どうカ演壇デ

〔阿部興人君演壇ニ登ル〕

阿部興人君（二百五十七番） 本員ハ説明ヲ致シマスル前ニ當ツテ委員長ニ一寸請ヒ置キマスガ、此ノ以前取調ベマシタ所ノ順序ガアリマスル、且答辨ノ都合ガアリマシテ、本員ハ文部ノ一款ト臨時部トニ就イテ只今質疑ニ答ヘマシテ、第二款トソレヨリ第二款ニ聯帶致シテ居リマス特別會計ノコトハ、天野爲之君ヲ以テ答辨スルコトニ致シマス、左様ニ御承知

〔些ツトモ分リマセスト呼ブ者アリ〕

全院委員長（島田三郎君） 唯今阿部君カラノ請求デ、阿部君ハ此ノ部ノ主査デ全體ヲ答辨セラルルノガ今マデノ例デアリマシタガ、調査ノ節ノ都合ニ依ツテ第一款ト臨時部、ソレ丈ヲ阿部君ガ答辨ニナリマシテ、第二款ト並ニ特別ノ部分ハ天野爲之君カラ答辨スル都合ニナツテ居ルサウデス、之ニ就イテ一應混雜ヲ防グカ爲ニ申シテ置キマスガ、説明ハ即二人ノお方カラお答ニナルト、矢張臨時ノ質問モ其ノ部ニ就イテ切分ケテ御質問ニナルヤウニ致シタイト思

ヒマス、然ウ致シタナラバ混雜ヲ防ルダラウト思ヒマス、即第一款ト臨時部ハ阿部君ノ説明ノ節ニ御質問アランコトヲ希望シマス、其ノ他ノ部分ハ天野君ノ説明ガ終ツタ後ニサレタラ混雜ヲ避ケ、質疑ニ便利デアラウト思ヒマス

濱野昇君（八十七番） 私モ此ノ査定案ニ對シテ問フコトハ御座リマセヌガ、天野君ノ所ノ高等中學ヲ全廢シタノハ……

全院委員長（島田三郎君） ソレハ天野さんノ……別に御質疑ガナケレバ次ニ移リマス

井上角五郎君（八十八番） 私ハ會長マデ御注意ニ申上ゲタイノデ御座リマスガ、此ノ全院委員會モ大變長ク續キマシタシ、且ツ質問モ色々アツタガ、固ヨリ必要ノ質問ノミデアリマシタケレドモ、此ノ上、文部省、逓信省、農商務省ヲ濟セマシテ、ソレカラ本議ニ參ルマデニハ是迄ノ通りニシタラ、大變時間ガカ、ルダロウト思ヒマスカラ、會長ガ此ノ位マデハシテモヨイガ、此ノ上問ハヌデモヨイト思フモノハ、會長ノお見込ヲ以テ何時モ私ノ發言ヲお差止ニナルヨウナ、お差止アランコトヲ望ミマス

全院委員長（島田三郎君） 至極御同意デ是迄ハ無遠慮ニ致シマシタガ八十八番ナドニお氣ノ毒ト思フテ實ハ遠慮致シテ居リマシタ、今八十八番カラ御發議ガアリマスカラ、一層其ノ精神デ抄ノ行クヤウニ致シマス、天野君演壇デ一應御説明ニナリマスカ、或ハ只今ノヤウナ發議モアリマスカラ、質疑ヲ待ツテお答ニナリマスカ何レデモ……

濱野昇君（八十七番） 天野サンノ高等中學ヲ全廢シタ理由、併セテ高等中學ヲ廢シタラ外ノ高等中學ハどうか知ラスガ、第一高等

中學ハ大學ニ這入ル階梯デアルガ、第一高等中學ヲ廢スルト、大學ニ這入ニハどう云フ風ニスルカ、ソレヲ……

〔天野爲之君演壇ニ登ル〕

豊田文三郎君(八十番) 本員がお尋ヲシマスノハ、高等中學ナリ女子師範學校、東京音樂學校、是レ等ヲ廢シヤウト云フお見込ノ理由ヲ詳細ニ承リタイコト、ソレカラ他ノ學校ハ暫クヲキ高等中學校ヲ廢スルトセバ、現在ノ生徒ハ如何ニ處置セラル、カ、之ト適當ノ學校ガアレバ其處ニ轉ジヨウガ、又學校ヲ廢シテモ、生徒ノ學業ヲ止メルモノモアルマイト思フケレドモ、一時許多ノ生徒ガ其方向ニ迷フコトヲ思フ、之ニ就イテノ御方案ハ如何デアルト云フコトヲ伺イタイ

天野爲之君(三十四番) 私ハ委員長ノ許可ヲ得マシテ、大體ニ就イテ初ハ極簡短ニ御報道致シテ置カウト思ヒマスガ、ソレヲ致シタラ後ノ質問ガ大キニ省ケルト思フコトガアリマス、(一向分リマセヌ聞エマセヌノ聲起ル) 文部省ノ第二款ノ要求額ニ就イテ、刪減ヲ致シマシタル肝要ナル事件ニ就イテ、二ツ丈前以前以テお話しヲ致シテ置カウト思フコトガアリマス、一ツハ第一ヨリ第五ニ至ル迄ノ高等中學ヲ廢シ、並ニ女子高等師範學校及ビ音樂學校ヲ廢シタルノ理由ト、ソレカラ今一ツハ是迄ノ政府ノ執ツテ參リマシタ所ノ財政ノ策ヲ、小シク變換シタト云フコトノ二ツデアリマス、ソレデ初ニ會計上ノ上ニ、一種ノ改正ヲ行ツテ見タト云フ所以ノお話しマスト云フト、是迄外ノ諸官省デモ其ノ傾ガアツタノデアリマスガ、就中學校ノ經費ニ至ツテハ一定ノ極ガアリマシテ、所謂定額ト云フコトガ土臺ニナツテ居ルデス、ソレ故ニ是迄ノ政府ガ行ヒ來ツタ所

ノ豫算ノ組方ニシマスト云フト、學校並ニ圖書館ニ對スル政府ノ支出金ノ上ニ刪減ヲ加フルト云フコトハ、少シク目的ノ上ニ違ツテ居ルヤウニナツテ來ル、是迄ハ總テ定額デ、其ノ定額ノ中デ餘ツタナラバ資本トシテ積立テ、餘ラナケレバソレヲ皆使ツテ仕舞フト云フノデ、少シノ異動ハアリマスケレドモ、大體ノ上カラ云ツテ見ルト云フト、國庫支出金ノ上ニ餘リ削減ヲセヌト云フノハ、是迄ノ政府ノ極リノヤウニ思ヒマス、又年々歳々少シモ資本ノ出來ナカツタモノハ、皆十餘ツタ金ヲ使ツテ行クト云フコトカラ起ツテ居ルノデアリマスカラ、資本カ出來タト云フ一點カラ見テモ、豫算ノ極方ノ上ニ餘リ、ガアルト云フ證據ニナツテ來ル、其ノ土臺ハ學校ニ資本ヲ積ムト云フコトガ、甚得策デアルト云フコトハ政府ノ意見デアルカラ、ソレニ依ツテ豫算ノ極メ方が綿密デ、必要欲クベカラザル費用ヲ積ツテスルノデナク、幾ラ遣ルト云フ定額ヲ極メテ、其ノ定額デいゝ加減ナ科目ヲ當嵌メテ然ウシテ餘シテ行クノデアル、年々餘ツテ行クノハ豫算ノ極方ノ粗漏デアルト云フノデアル、即掛直ガ入ツテアルノデアル、若シ掛直ガナケレバ年々資本ノ餘ル氣遣ハナイ、故ニ政府デモ其ノ掛直ノアルコトヲ認メ、學校ノ方デモ掛直ヲ致シ、一年ノ後ニ餘ツタモノヲ積ンデ資本ニスルカラ、此ノ會計ノ方法ガ宜シクナイト云フ理由ニ至ツテハ、本會ニ於テ色々御議論モアリマセウケレドモ、今支出ノ上デ私ハ此ノ方法ヲ廢メテ、然ウシテ國庫支出金ノ上ニ於テモ刪減廢除スベキモノハ刪減廢除シ、若シ資本ヲ積ムト云フコトガ得策デアルト云フコトニナツタナラバ、外ニ財産買入ト云フ費目ヲ設ケテ、特別國庫カラ寄附スル資本ハ積マヌト云フ都合デ、外ノ費目ヲ是非見出シテ餘ツタカラ是非トモ積ムト

云フノハ、不體裁ナ間違ツタ會計法デアルト思ヒマスカラ、是迄ノ政府ノやり來ツタ定額式ト異ツテ居リマスカラ、一應其ノ事ヲ申シテ置キマス

ソレカラ其ノ次ニ多クノ學校ヲ廢シタト云フ理由ト、又其ノ後ノ處分方ト云フコトニ就イテノ返答ハ、幾ラカ私一個ノ意見ト云フモノト、豫算委員全體ノ意見トハ異ツテ居ルノデアリマスガ、私ハ只豫算委員ノ意見、豫算委員ノ議決ヲ御報道申上ケルノデアリマスカラ、豫算委員會ノ説ヲ此處ニ申上ゲルヨリ外ニ仕方ガナイノデアリマス、ソレデ何故ニ所々ノ高等中學校ヲ廢シタカト云フノニ、國ニ高等中學校ノ必要ガナイト云フノデハ決シテナイノデアリマスガ、今日ノ教育上ノ有様カラ見タ時ニ、必ズシモ國費ヲ以テ高等中學校ヲ維持スルノ必要ハ最ウ既ニ絶ヘテ居ルソレデ若シモ高等中學校ガ倒レタト云フ……國立ノ高等中學校ガ倒レタト云フコトニナツテモ、社會ニ必要ガアリ需要ガアツタ時ニハ私立ノ學校ガ起ル、若シ私立ノモノガナケレバ或ハ地方ノ設立シタ高等中學校起ツテ來ルデアラウ、中央政府ノ國庫ノ費用ヲ以テ維持シナケレバナラヌト云フノ必要ハ最ウ絶ヘテ居ルカラ、此ノ費目ヲ削除スルト云フノガ、是ガ豫算委員會ニ於テ削除ノ理由デアル

ソレカラ女子師範學校並ニ音樂學校モ是ト同様ノ譯デアリマシテ、或ハ女子高等師範學校ヲ設ケル必要ガアルデアリマセウシ、又音樂學校ノ日本ニ必要デアラウガ、併シナガラ國立ノ如キ學校ヲ立テル必要ハ今日ハナイ、若シ是等ノ學校ガ倒レ、バ私立ノ學校ガ立ツテ此ノ缺乏ヲ補フ故ニ、斯ノ如キ學校ハ必要デナイト云フノデハナイケレドモ、國費ヲ以テ維持スル必要ガナイカラ、斷然是ハ

止メルト云フノガ豫算委員會ノ之ヲ廢スル理由デアルノデアアル、ソレデ其ノ後ニ生徒ノ處分方ハどう云フ風ニスルカト云フノお尋ネガ一ツアリマスガ、之ニ向ツテハ豫算委員會デハ別ニ議論モナカツタコトデアリマスガ、別ニ議論ノナカツタト云フコトカラ推シテ見テモ止ムヲ得ズ是等ハ其ノ儘ニ放任スルト云フヨリ外仕方ガナイ、高等中學ノ下ノ方ニ居ルモノハソレ相當ノ尋常中學校ニ這入り、其ノ他ノ學校ニ這入り、又上ノ方ニ居ルモノハ自然ノ需用供給ノ關係デ、新タノ學校ガ起レバソレニ這入ルトカ、若シソレガナカツタナラバ甚是ハ氣ノ毒デアルガ、仕方ガナイト云フノガ豫算委員會ノ意見ト、私ハ信ジテ居ルノデアリマス、ソレデ尙此ノ各學校ノ經費ヲ節減シマシタコトニ就イテノ詳細ノコトハ、特別會計ト關係ヲシテ居ルカラ其ノ方ヲ御覽ニナレバ、略ホ分ツテ居ツテ私ノ説明ヲ要セスト思フカ、尙御質疑ガアレバ總豫算ノ方モ特別會計ノ方モ御質シヲ願フ譯デアリマス

近藤準平君(七十番) 只今ノ御説明デ高等師範學校其ノ他高等中學校ヲ廢スルト云フコトハ分リマシタガ、然ルニ此ノ高等商業學校第……九項カラソレカラシマシタ十三項迄、是等ヲ存シテ置クト云フノハどう云フ譯カ、之ヲ一應……矢張高等中學校ナドヲ廢スル以上ハ、無論是モ廢シテ宜カラウト思フガ、之ヲ存シテ置ク理由ヲ承リタイ

天野爲之君(三十四番) 其ノ理由ヲ述ベルノハ、本會ノ方デスベキデアラウト思ツテ居ルガ、極簡短ニお答ヲ致シテ見レバ、此ノ高等商業學校ナリ、東京工業學校ナリ、美術學校其ノ他ノ學校ハ、今日ノ處デハ、未ダ世間ニ此ノ學校ヲ維持スル丈ノ需用ガナイ、言

換へて見レバ、若シ是等ノ學校ヲ政府デ立テテ置カナカツタナラバ、容易ニ民間デ此ノ如キ學校ノ起ルマイカラ暫ク其ノ儘ニシテ置クノデ、而シテ若シ自然民間ニ斯ノ如キ學校ノ起ル傾ガアレバ、之ヲ廢スルコトハ素ヨリノコトデアラウト思フ

天野若圓君(百九十二番) 先キニ此ノ査定書ニ就イテ數冊ノ正誤書ガ出マシテ、本員モ之ヲ書入レマシタガ、ソレガ火災ノ爲ニ再版ニナツタモノヲ配布サレマシタガ、其ノ再版ノハ原書ニモナク、又正誤ニモナキ金額ガ書イテアリ、或ハ正誤シタ分ガアリマスガ、何レヲ正シキモノト見テ宜シイカ、之ヲお尋ネシテ置キマス、先ヅ其ノ例證ヲ舉ケレバ既ニ此ノ總説明書ノ所ニ於テ七千九百十四万云々ト云フノガアルニ、正誤ニハ七千八百万云々ト云フ様ニ正誤書ト違フテ居リマス、又其ノ次ニ査定額ガ七千四百九十七万云々トアルノヲ、正誤書ニハ七千四百十四万云々トアル、其ノ次ニ經常歲出額ガ六千三百五十一万云々トアルノガ、原書デハ六千三百三十四万云々トアリ、正誤ニハ六千三百三十四万云々トアルノガ、是ハ孰レニ依ツテ正シキト認定シマスカ、どうモ不明瞭デアルガ孰レヲ正シキモノト見テ宜シイカ、一應御辯解ヲ願ヒマス

天野爲之君(三十四番) 其ノ事ニ就イテハ今扣ヲ持ツテ居リマセンシ答辯スル譯ニハ參リマセヌガ、是ハ總體ノ説明ノ時ニ委員長ニデモお質問ヲ願ヒマス、若シ文部省ダケノコトデアリマスルナラバ此處デ……

武富時敏君(二百三十七番) 其ノ事ハ私ガ心得テ居リマスカラ、お答ヘ致シテ宜シウ御座イマスカ

全院委員長(島田三郎君) 宜シイ

武富時敏君(二百三十七番) ソレハ再版ノ方ガ正シイノデアリマス、再版ト申スノハ……前ニ差出シマシタ正誤書ト云フノモ至ツテ數ガ多クテ、一々諸君ノお書入レニ御困難デアラウト云フノデ、其ノ正誤書ニヨリマシテ、査定書ノ如キハ一々正誤ヲ加ヘテ、更ニ再版ニ付シタノデアリマス、然ルニ再版ノ方ニ又少シノ誤ガアリマシテ、其ノ正誤ハ昨日各部ニ向ツテ御配付致シマシタ、其ノ重ナル所ハ只今何番カカラお尋ノ此ノ査定額總説明ノ一行ヨリ六行マデノ、即第一段落ノ所デ歲入ノ全額ヲ加ヘテアルノガ、前ニ正誤ヲ致シマセヌ前ニ……ついには丈ノ正誤ヲ加ヘ損ツテ再版ニシマシタ、之ニ依ツテ昨日印刷シテ既ニ各員ニお廻シ申シタ……イヤ昨日デハアリマセヌ一昨日デス、一昨日ノ午前ニお廻シ致シマシタ、是デ御承知ヲ願ヒマス

天野若圓君(百九十二番) 然ラバ念ノ爲ニお尋ネ致シマスガ、是迄ノ正誤書ハ總ベテ反古ト心得テ、今度再版ニナツタモノヲ以テ、正シキモノト心得テ宜シウ御座イマスカ

武富時敏君(二百三十七番) 左様デ御座イマス、是迄ノ正誤ハ反古ニナツタノデアリマス、前ノ正誤ニ依ツテ前ノ査定書ヲ一々正誤ノ上再版ニシタノデアリマス、カラ前ノ正誤書ハ不用ナノデアリマス

山口左七郎君(九十七番) 委員ニお尋ネ致シマスガ、只今ノ御説明デ大概分リマシタガ、資本金積立テノコトハ是マデ年々積來ツタ學校モ御座イマセウシ、又單ニ特別會計ニ依ツタモノモアリ、又豫算案ニ依ツテ見レバ今年度あたりカラ生ジマスルモノモアルヤウニ思ヒマスガ、此ノ高等師範學校カラ以下東京圖書館ニ至ルマデノ

各學校ニ於テ、今日マデニ積立テマシタ金額ガ若シお分リニナツテ居リマスナレバ、心得ノ爲ニ承リタウ御座イマス

天野爲之君(三十四番) ソレハ豫テ政府委員カラ委員等ガ受取ツタ分ガ、現ニ此處ニアリマスガ、昨日アタリ何番ヨリカノお請求ニヨツテ、政府委員ヨリ談話室ニ備付ケル手順トカニナツテ居ルト思ヒマスガ、若シソレガナケレバ私カラお答ヲ致シテモ宜シウ御座リマス

鹿島秀麿君(三十一番) 本員ハ最早農商務ノ質問ニ移ランコトヲ望ミマス

全院委員長(島田三郎君) 若シ御質疑ガアリマセヌナラバ、農商務ノ方ニ移ラウト思ヒマス

〔異議ナシト呼ブモノアリ〕

〔『國家教育』第五号、明治二十四年二月〕

音楽は德育・知育・体育のいずれに属するかという安田議員の質問は、こうして新聞を通じて世間の知るところとなり、数々の議論を呼んだ。哲学博士井上哲次郎が朝比奈知泉に送った書簡もその一つである。この書簡は二月四日付の『東京新報』に掲載された。井上は、教育を智・体・徳の三つに分類する方法がスペンサーの考え方に基づいていること、ギリシャやドイツの哲学者はこのような区別を行わなかったことを指摘し、プラトン、リーケ、ワイツ(『ヴァイツ T. Waitz)、モンテスキューらの分類例を挙げる。さらにヘルバート(『ヘルバート J. F. Herbart)、アリストテレス、孔子、クセノフォンの音楽論を紹介している。また、音楽が国家にとって必要であることを説き、これを認識しないわが国の文化の低さを指摘する。そして議員に、音楽学校へ行って心洗われるような音楽を聴くよう勧めている(この書簡は次項で挙げる)。

同じ頃、伊澤修二、神津専三郎の両氏も、それぞれ明快で説得力のある論述を発表している(次項参照)。

こうしたさなか、紀元節祝賀式が、この年も東京音楽学校で開かれ、伊澤校長および島田三郎衆議院議員の演説があった。島田の演説の趣旨は、音楽は洋の東西を問わず、古くから教育上不可欠のものとされてきた。しかし、わが国では封建時代には音楽は算術とともに教育の範囲から外れていたために、正雅ならざる俗曲が横行して風俗を乱してきた。しかし音楽が心身の健全な成長に必要であることは、西欧や中国の思想と実践が示してきたところである。現在、わが国では音楽は他の芸術に比べて遅れているが、今後音楽に携わる人は音楽の発展にいつそう尽力してほしい、というものであった(四の項参照)。

大荒れの帝国議会に対し、議会の前後や休憩に陸海軍の演奏を入れてはどうかと提案する記事も現れた。

帝国議会に音楽を用ひよ

眞理を發見し正論を案出するは、常に喧囂の街衢に於て爲す能はずして、幽邃の地に虚心平氣を保つ時にあり。近時帝國議會の紛擾日一日より甚く、曰く硬、曰く軟、曰く中軟、口角沫を飛し、舌頭火を吐きて、目瞽將に裂けんとなす。此喧囂の中にありて或は正當の議決を爲すこと甚難し。然らば議會の前後若くは休息の時に於て、海陸軍の音楽を奏して、議員の激熱を融和すること甚太切なり、又此の如くせば兼ねて安田氏の如き音楽上の聾者を、不言にして服せしむるに足るものあらん。

〔『教育時論』第二一〇号、明治二十四年二月〕

衆議院ではその頃特別委員九名が選ばれ調査を依頼されていた。委員

長は岩崎萬次郎であった。二十日付の『東京新報』には岩崎の報告が載っている。特別委員の審議の結果では「第一高等中學校以外の學校に對しては支出せざるべし」、「各地方高等學校の本科は之を第一高等中學校に集めて以て政費を節減するに在り」なっていた。これに對して、政府委員として説明に立った辻文部次官は、第一高等中學校だけでは地方高等中學校の役割を背負いきれない、地方で人材が育たなくなるなどの点を挙げて地方高等中學校の必要を説いている。続いて女子高等師範學校について、女性教師の存在が女子教育のみならず男子においても幼少には必要であること、加えて、女性教師は男性教師よりも給料が低廉ですむなどの点を挙げて存続を求めている。そして音楽學校については「東京音楽學校唱歌音楽を教授するを主眼とし此校を措て他に之を教授するの學校なし特に音楽唱歌は兒童の精神上の教育に必要なが故に今日には到底此學校を廢すべからず 又天野君等の意見にては此等の各學校を廢せられざるも經費は非常に節減を加へられたり此にては機關の運轉望むべからざるなり」として、原案のまま可決するよう訴えている（『東京新報』明治二十四年二月二十日）。この結果、特別委員による審議は越権ではないかとの意見が出され、天野爲之他二名による修正案を議題として再審査されることとなる（さらに詳細は『官報』附録参照）。

二月二十五日発行の『音楽雑誌』には、この予算審議の経過が記され、音楽學校の存続がようやく決定されたことが報告されている。安田議員の質問のことは重複するが、それを含めて引用しておく。

東京音楽學校の存廢論に就ては世論も喧しく文部省府案に對する衆議員の質問中にも安田愉逸氏の曰く音楽學校の要求額は壹万貳千九百貳拾圓で御座りまして昨年比すれば二千四百圓の多額で有升從來音楽の如きものは單に人の耳目を悦ばせるものの如きもので御座りました成程文明の今日になりましては幾分か必要が御座りませう併し音楽研究の爲に壹万以上の國庫の負擔を要するか否と云ふ

は大に熟考しなければ成ませぬが近來文部の趣意には三つの趣意があると聞いて居り升即ち學問するには体育智育德育と云ふ三つを趣意として教へると云ふ抑も此音楽は德育の爲で御座りませうか若くは知育の爲で御座りまする或は体育の爲で御座りまするか文部省では如何に此音楽を見て居らるゝかと論しられ遂には特別委員九名を撰ばれ其委員長岩崎萬次郎より●十八日に報告されたるものは即ち文部省所管第二款諸學校經費の審査特別委員會報告として其本文には本會に付托せられたる文部省所管諸學校經費審査候處其結果即第四項なる第一高等中學校に對し其經費金八万七千六百八十五圓九十三錢五厘を支出するものとし第三項の女子師範學校第五第六第七第八項の各高等中學校及第十二項の東京音楽學校の經費は凡て支出せざるものと決定す但し天野爲之他二名は本文の議決に反對なる意見を有するが故に議院規則第五十七條に依り特に意見書を提出す右報告に及び候也と嗚呼今音楽學校の命脈も已に絶たんとするの勢其關係の人々にも薄氷を踏か如くの思ひにて其終決を待しに天野爲之他二名の脩正説にて起立多數を得依然と存置する事に決議したり吾邦音楽の爲めに賀すべきなり只願ふ音楽學校は尙ほ一層奮て有爲の志士を養成し美妙の技師を出して音楽の眞價をあげられんことを希望して止まざるなり

（『音楽雑誌』第六号、明治二十四年二月）

この時の『音楽雑誌』は、巻頭で音楽學校がようやく廃止を免れたことを報じ、音楽關係者に「豈に徒らに眠れる獅子を學ぶの時にあらざるなり」と呼びかけた（二項の「猶務めよ」）。ほかに「君が代」さえ満

足に歌うことのできない人が多いことを指摘し、音楽教育の普及を訴えるもの（二項の「時來れり」、国立音楽学校の必要を強調したものの（二項の「東京音楽学校の件に就き意見書」）が同時に発表されている。同校の存続を求める声はこの頃いちだんと盛り上りを見せているが、これらは二の項に一括して挙げる。

三月に入ると議員の音楽学校參觀が実現し、このための演奏会が開かれた。伊澤校長はここでも同校の事業を説明し、その重要性を強調した。

### 議員の音楽校參觀

三月十日と十七日との二回貴族院衆議員の諸氏數名つゝ參觀されたるにより同校にては種々の樂曲を演奏し且つ伊澤校長には樂曲説明として左の如く陳べられたり

今日は本校に議員諸君の來校を辱かたじけなくなし校員一統謝する所なり此幸機きに際して少しく本校の事歴を陳べ來校諸君の参考に供せんとす本校は已に諸君の了せらるゝ如く先つ一方には教育に關して幼稚園、小學校、中學校に對し其子弟の徳性を涵養し愛國の氣象を養成するに適する所の歌を作つくり此種の學校に用ゆる事を務つとむるを以て今此本校に養ふ所の生徒は即ち其之を傳教する人たるべき者なり又一方には俗間の樂多くは卑猥に陥りたり故に俗曲の改良に一層注目せり先つ俗曲中には第一樂曲が正しき者なれば之が樂譜を作る事を務つとむたり將來の子弟は概ね學校就學中に樂譜を讀よむるを知しるが故に自然に之を吟奏することを得べし及樂譜なる者は仮令たとへ万代の後に至るも其樂譜に依より其當時の現況曲質を存すへし先つ今日用ゆる所の唱歌の本は幼稚園唱歌集、小學唱歌集、中等唱歌集、高等唱

歌集及其他俗曲改良には樂曲集とす次に本校の學科は（唱歌）此科は人間の發音を善よくし且つ健康上大に益ありて肺氣あるものゝ如きは能く之か爲めに治するを得へし又た總て學問を研究する爲めに精神を勞するものは此優美なる音樂を以て其精神を怡い悦えつする實に智育に効あり併せて歌章の正雅高尚なるものを授くれば自然に其徳性を養へて愛國の心情を育すへし（洋琴）此科は音樂を學まなぶの階級にして恰も學問する時に文典を學ぶに等し而して洋琴の曲は尤も高尚なるもの多し（洋胡弓）此科は稍や高尚にして樂器中の帝王と稱せらるゝ程の高尚なる且つ便利なる樂器なれば隨て其奏法の練習も至て至難なる者の代かわりに亦洋の東西を問はず何れの國の樂曲たりとも容易たやすく之を彈奏する事を得へきものなり（風琴）此は調系の永く狂はざるものにして唱歌の聲を練るには至極適當なるものなり（箏）此は吾邦の樂器中にも其上位を占むる故に之を教ゆ先つ今日演奏する所のものは唯た其の大体の一斑のみそれより種々の奏樂ありて最後には山勢松韻の箏原如童の尺八遠山甲子子の洋琴三曲合奏樂曲六段を奏して了られたり

（『音樂雜誌』第七号、明治二十四年三月）

結局、二十四年度の東京音楽学校に対する政府支出金は、査定案で零となり、その後修正されて、原案より千七百十二円八十銭少ない一万四百九円二十銭となり、この段階で歳出額、歳入額ともに、一万二千七百八十七円二十銭となる。そして最終的には、原案より五百円少ない一万四千元、政府支出金一万六千二百二十二円で可決された（『大日本教育會雜誌』第一〇四号、明治二十四年三月の「文部省所管明治二十四年度歳出入豫算三關スル帝國議會議事ノ要略」一二七～一二三頁参照）。

ついでながら、明治二十五年度の東京音楽学校の予算案は、「歳入經常費金一万三千九百七十七圓内政府支出金一万六千二百二十二圓諸収入二千三百五十五圓 歳出經常費一万三千九百七十七圓内俸給及諸給一万四千四百六十圓廳費千八百二十四圓拾六錢修膳費金二百圓旅費金四圓九十八錢雜給金四百八十七圓八十六錢 資金部歳出維持資金支出内金三百三十三圓六十九錢五厘内財産購入代金三百三十三圓六十九錢五厘なり」(『音楽雑誌』第十五号、明治二十四年十二月、十四頁)となっていた。

## 二 関連資料

次の二つの文は、ともに帝国議會開院の少し前に書かれたものである。当時、音楽と風教、音楽と智徳といった問題に関心が寄せられていたことをうかがわせる。

### 音楽の風教上に及ぼす影況

在徳島 妹尾繁松

風教とは何ぞや曰く社會風俗の教育に關係するものはなり委しく之を云へば時人の品行及び衣食住生業の有様冠婚葬祭其他の儀式作法圖書歌舞音楽等なり而して此等社會の風俗は教育上に至大なる勢力あるものにて家庭に於る父母の教訓學校に於る教員の訓諭と殆んど並行するものなり何となれば家庭及び學校の教育にして善良なるも若し社會紊乱して流風汚俗俗々として此社會に漲りたりとせん乎ペスタロツヂー、スペンサー、が幾人出て來るも其功なかるべし蓋し學校及び家庭の教育は正面的にして多少の弊害あるにもせよ皆な人を正道に導かんが爲めに正面に働きつゝあるものなり然れとも社

會の風俗は錯雜にして善もあれば不善もあり善なればよし然れとも若し不善なれば其弊害の及ぶ處最も鮮少にあらざる可きなり是を以て之を觀れば家庭、學校及び社會の教育は實に鼎足の如く一も偏廢すべからざるものなり

時の古今と地の東西とを問はず又上下貴賤の別を論せず音楽は社會に流行する一の風俗にして風教上最も勢力ある關係を有し常に等に附すべからざるものなり蓋し音楽は其國人道徳品位の差に據り區別あるべけれども人の情緒の感發するものなれば自然に社會に存するものなることは明なり然らば之を禁せんとして禁せらるべきに非ず自然に人情に出づるものなればこそ其知覺に至ても人の性情に固有するなれ然らば則ち音楽の事たる吾人人間社會より之を捨て去らんとするも天賦の固有にして能はざること恰も人身中に存する機能を除くんとするが如し焉ぞ能ふ可けんや故に音楽は一般に社會に之を獎勵して其社會に益ある事營養機能の人身を益するに異ならざるなり然りと雖とも音楽に種々あり其良否を審察して之を取捨せざれば其利害得失を異にし音楽の妙用却て其反對の結果を來すことあるは古今の歴史に徴する處なり只夫れ閑雅勇壯の音楽にして世に行はるれば其風俗を易へ教育上に利益を與ふること大なる可けれども淫樂柔弱を旨とし其好向の何たるを問はされは其風俗を紊し教育上に妨害を及ぼすは勿論國家の大勢に關係を及ぼすこと大なり去れば支那の樂書にも云へり凡音者生人心者也。情動於中。故形放聲、聲成文、謂之音、是故治世之音、安以樂、其政和、亂世之音、怨以怒、其政乖、亡國之音、哀以思、其民困、聲音之道與政通矣、又希臘のプラトは云へり總て新規なる音楽を論入する事は全國家を危く